

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年5月14日
【発行者名】	日興アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 ビリー・ウェード・ワイルダー
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂九丁目7番1号
【事務連絡者氏名】	犬伏 貴民
【電話番号】	03-6447-6147
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	日興ストラテジック・アロケーション・ファンド（代替 資産）
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	継続募集額 上限5兆円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

**第一部【証券情報】****(1) 【ファンドの名称】**

日興ストラテジック・アロケーション・ファンド（代替資産）（以下「ファンド」といいます。）

**(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】**

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
- ・格付は取得しておりません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

**(3) 【発行（売出）価額の総額】**

5兆円を上限とします。

**(4) 【発行（売出）価格】**

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

**(5) 【申込手数料】**

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

- ・本書提出日現在、販売会社における申込手数料はありません。

**(6) 【申込単位】**

販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

**(7) 【申込期間】**

平成22年5月15日から平成23年5月13日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

**(8) 【申込取扱場所】**

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

**(9) 【払込期日】**

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

**(10) 【払込取扱場所】**

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

**(11) 【振替機関に関する事項】**

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

**(12) 【その他】**

該当事項はありません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ファンドの目的

投資信託証券に投資を行ない、中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

###### ファンドの基本的性格

##### 1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信		不動産投信
	内外	その他資産 ( )
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

###### 追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

###### 内外

目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

###### 資産複合

目論見書または投資信託約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

## 2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (含む日本)		
	年2回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年4回	北米	ファミリーファンド	あり ( )
	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(資産複合 資産配分固定型(債券、不動産投信)))	その他 ( )	アフリカ		
		中近東 (中東) エマージング		
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

その他資産（投資信託証券（資産複合 資産配分固定型（債券、不動産投信）））  
 当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、債券および不動産投信に投資を行ないます。よって、商品分類の「投資対象資産（収益の源泉）」においては、「資産複合」に分類されます。  
 「資産配分固定型」とは、目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。

年2回  
 目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル（含む日本）  
 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド  
 目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

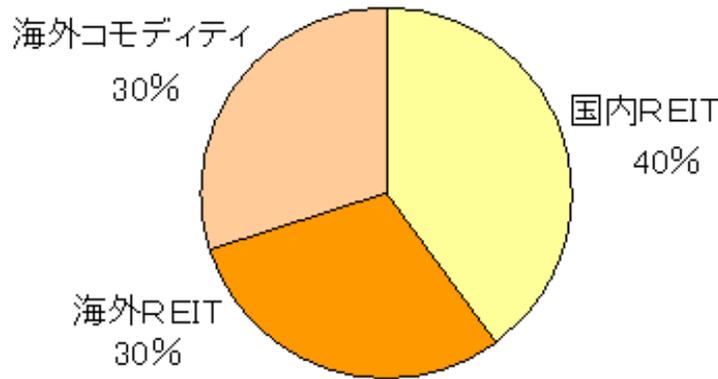
為替ヘッジなし  
 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

上記は、社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

#### ファンドの特色

- 1) 日本を含む世界の不動産および、海外の資源や食料などに関わる資産に投資を行ないます。
  - ・不動産および資源や食料などに関わる資産に投資を行なうことで、株式や債券とは異なり、インフレにも強い投資成果が期待できます。
  - ・外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジを行ないません。
- 2) 資産配分は、日興グローバルラップ株式会社（日興GW）の助言を受け決定します。日興GWは、投資対象とする「国内REIT」、「海外REIT」、「海外コモディティ」への資産配分比率について、助言を行ないます。日興アセットマネジメント株式会社は、その助言をもとに、運用を行ないます。

## &lt; 基本組入比率 &gt;



上記は、2010年4月5日現在の基本組入比率であり、将来変更となる場合があります。

## 日興グローバルラップ株式会社（日興GW）とは

前身の旧「株式会社グローバル・ラップ・コンサルティング・グループ」は1998年2月設立。1990年代に米国で急拡大したサービスである『投資信託ラップ』を日本で初めて導入しました。

2006年12月、同社が旧「日興コーディアル・アドバイザーズ株式会社」と合併し、「日興グローバルラップ株式会社」として発足。

資産配分の策定や、運用会社およびファンドの評価・選定など、国際分散投資に関する様々なサービスを提供しています。

- 3) 各資産への投資は、各資産を主要投資対象とする投資信託証券（マザーファンド）への投資を通じて行ないます（ファミリーファンド方式）。

後述の「ファミリーファンド方式について」をご参照ください。

- 以下の投資信託証券を主要投資対象とします。

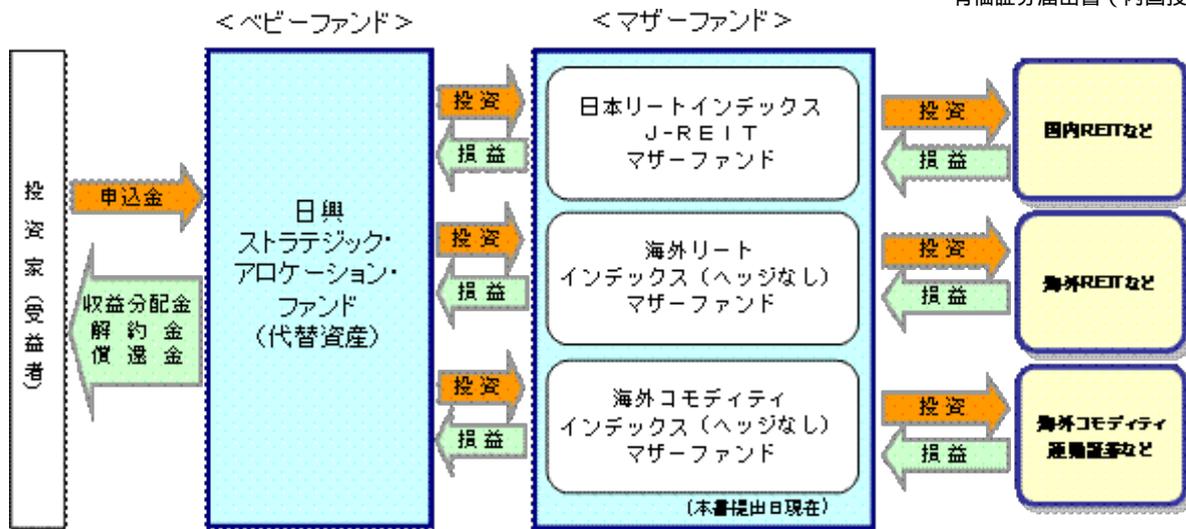
投資資産	投資対象とする投資信託証券
国内REIT	日本リートインデックスJ-REITマザーファンド
海外REIT	海外リートインデックス（ヘッジなし）マザーファンド
海外コモディティ	海外コモディティインデックス（ヘッジなし）マザーファンド

（本書提出日現在）

- 投資対象とする投資信託証券については、収益機会の追求やリスクの分散などを目的として適宜見直しを行ないます。この際、定性評価や定量評価などを勘案のうえ、あらたに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を外したりする場合があります。

## ファミリーファンド方式について

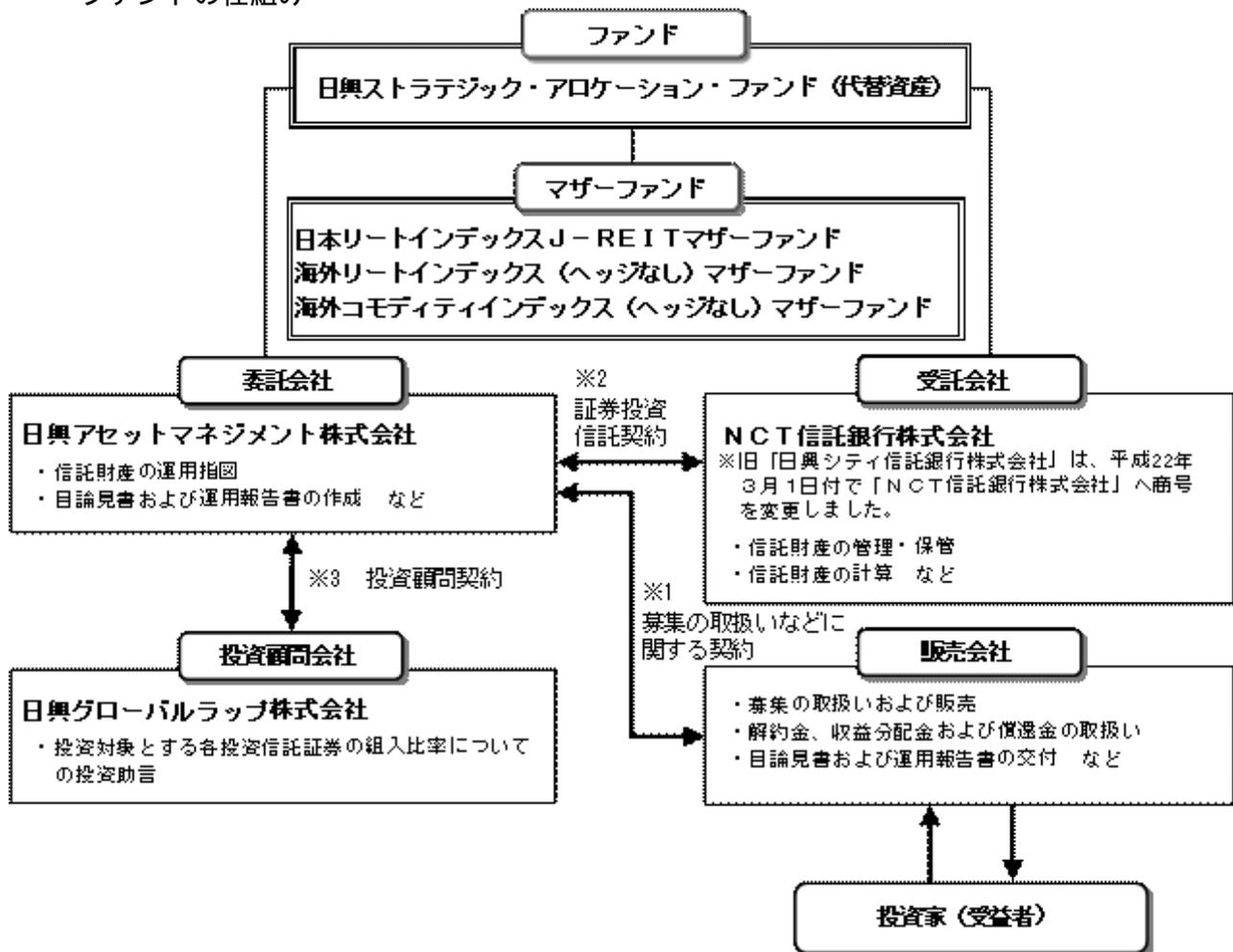
ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンド受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



#### 信託金限度額

- ・ 5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

## (2) 【ファンドの仕組み】 ファンドの仕組み



- 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。
- 投資顧問会社から株式、債券などの有価証券に対する投資判断についての助言（有価証券の種類、銘柄、数量、売買時期の判断など）を受けるルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したもの。投資助言を受ける対象資産、助言の内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

### 委託会社の概況（平成22年3月末現在）

- 資本金  
17,363百万円
- 沿革  
昭和34年：日興証券投資信託委託株式会社として設立  
平成11年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更
- 大株主の状況

名称	住所	所有株数	所有比率
住友信託銀行株式会社	大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号	194,152,500株	98.54%

## 2 【投資方針】

### (1) 【投資方針】

- 主として、代替資産を投資対象とする別に定める投資信託証券の一部またはすべてに投資を行ない、中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
- 投資信託証券の合計組入比率は、高位を保つことを原則とします。各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性やリスクなどを勘案して決定します。なお、資金動向などによっては、各投資信託証券への投資比率を引き下げることもあります。
- 別に定める投資信託証券については、収益機会の追求やリスクの分散などを目的として適宜見直しを行ないます。この際、定性評価や定量評価などを勘案のうえ、あらたに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を外したりする場合があります。
- ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障を

きたす水準になったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

<日興ストラテジック・アロケーション・ファンド(代替資産)>

投資信託証券(投資信託または外国投資信託の受益証券(振替投資信託受益権を含みます。))および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。)を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 有価証券
- 2) 金銭債権
- 3) 約束手形
- 4) 為替手形

主として別に定めるマザーファンド受益証券および別に定めるマザーファンドを除く投資信託証券ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することができます。

- 1) 短期社債等(社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。)およびコマーシャル・ペーパー
- 2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)の証券の性質を有するもの
- 3) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形  
次の取引ができます。
  - 1) 外国為替予約取引
  - 2) 資金の借入

<日本リートインデックスJ-REITマザーファンド>

わが国の金融商品取引所に上場する不動産投資信託証券を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 有価証券
- 2) 金銭債権
- 3) 約束手形
- 4) 為替手形

主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することができます。

- 1) 短期社債等(社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。)およびコマーシャル・ペーパー
- 2) 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 3) 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)のうち投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)に類する証券以外のもの
- 4) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

<海外リートインデックス(ヘッジなし)マザーファンド>

日本を除く世界各国の金融商品取引所に上場する不動産投資信託証券を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 有価証券
- 2) 金銭債権
- 3) 約束手形
- 4) 為替手形

主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

- 1) 短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
- 2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)の証券の性質を有するもの
- 3) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 4) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）のうち投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）に類する証券以外のもの
- 5) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

次の取引ができます。

- 1) 外国為替予約取引

#### < 海外コモディティインデックス（ヘッジなし）マザーファンド >

内外のコモディティ連動証券を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 有価証券（株券、出資証券ならびにこれらと同等の性質を有する証券等を除きます。）
- 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第15条、第16条および第17条に定めるものに限ります。）
- 3) 金銭債権
- 4) 約束手形
- 5) 為替手形

主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

- 1) 国債証券
- 2) 地方債証券
- 3) 特別の法律により法人の発行する債券
- 4) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）に限ります。）
- 5) 特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 6) コマーシャル・ペーパー
- 7) 外国または外国の者の発行する証券で、1)～6)の証券の性質を有するもの
- 8) 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）で投資法人債券に類する証券
- 9) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 10) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 11) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 12) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 13) 外国の者に対する権利で12)の有価証券の性質を有するもの

次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同

項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することができます。

- 1) 預金
  - 2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
  - 3) コール・ローン
  - 4) 手形割引市場において売買される手形
  - 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  - 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの
- 次の取引ができます。

- 1) 先物取引等
- 2) スワップ取引
- 3) 金利先渡取引
- 4) 為替先渡取引
- 5) 有価証券の貸付
- 6) 公社債の空売
- 7) 公社債の借入
- 8) 外国為替予約取引

## 投資対象とする投資信託証券の概要

## &lt;日本リートインデックスJ - R E I Tマザーファンド&gt;

運用の基本方針	
基本方針	わが国の金融商品取引所に上場する不動産投信（社団法人投資信託協会規則に定める不動産投信等をいいます。）の投資信託証券（以下「不動産投資信託証券」といいます。）に投資を行ない、東証R E I T指数（配当込み） <sup>*</sup> の動きに連動する投資成果を目標として運用を行ないます。
主な投資対象	わが国の金融商品取引所に上場する不動産投資信託証券を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>主として、東京証券取引所に上場する不動産投資信託証券に投資を行ない、東証R E I T指数（配当込み）の動きに連動した投資成果をめざします。</li> <li>不動産投資信託証券の組入比率は、高位を維持することを基本とします。</li> <li>ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</li> </ul>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。</li> <li>有価証券先物取引等の派生商品取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行ないません。</li> <li>投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。</li> <li>同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。ただし、東証R E I T指数（配当込み）における時価の構成割合が30%を超える不動産投資信託証券がある場合には、当該不動産投資信託証券への投資を東証R E I T指数（配当込み）における構成割合の範囲内で行なうことができるものとします。</li> <li>外貨建資産への投資は行ないません。</li> </ul>
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	解約時の基準価額に対し0.3%（1口当たり）
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など、 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	N C T信託銀行株式会社
信託期間	無期限（平成17年6月30日設定）
決算日	毎年6月15日（休業日の場合は翌営業日）

<sup>\*</sup>東証R E I T指数（配当込み）は、株式会社東京証券取引所が発表している、東京証券取引所に上場しているJ - R E I T全銘柄に投資した場合の投資成果（市場における価格の変動と配当金の受取りを合わせた投資成果）を表す指数です。東京証券取引所に上場しているJ - R E I T全銘柄の時価総額加重平均を2003年3月31日を1,000として指数化したものです。

同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社東京証券取引所に帰属します。また、株式会社東京証券取引所は同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

## &lt; 海外リートインデックス（ヘッジなし）マザーファンド &gt;

運用の基本方針	
基本方針	世界各国の金融商品取引所に上場する不動産投信（社団法人投資信託協会規則に定める不動産投信等をいいます。）の投資信託証券（以下「不動産投資信託証券」といいます。）に投資を行ない、S & P先進国REIT指数（除く日本、ヘッジなし・円ベース） <sup>*</sup> の動きに連動する投資成果を目標として運用を行ないます。
主な投資対象	日本を除く世界各国の金融商品取引所に上場する不動産投資信託証券を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>主として、日本を除く世界各国の金融商品取引所に上場する不動産投資信託証券に投資を行ない、S &amp; P先進国REIT指数（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の動きに連動した投資成果をめざします。</li> <li>不動産投資信託証券の組入比率は、高位を維持することを基本とします。</li> <li>外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジは行ないません。</li> <li>ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</li> </ul>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。</li> <li>有価証券先物取引等の派生商品取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行ないません。</li> <li>投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。</li> <li>同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。ただし、S &amp; P先進国REIT指数（除く日本、ヘッジなし・円ベース）における時価の構成割合が30%を超える不動産投資信託証券がある場合には、当該不動産投資信託証券への投資をS &amp; P先進国REIT指数（除く日本、ヘッジなし・円ベース）における構成割合の範囲内で行なうことができるものとします。</li> <li>外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。</li> </ul>
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	解約時の基準価額に対し0.3%（1口当たり）
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など、 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	NCT信託銀行株式会社
信託期間	無期限（平成17年6月30日設定）
決算日	毎年6月15日（休業日の場合は翌営業日）

<sup>\*</sup> S & P先進国REIT指数（除く日本）は、スタンダード&プアーズ社（S & P社）が発表している、日本を除く世界の主要国の不動産投信市場の合成パフォーマンスを表す指数です。（ヘッジなし・円ベース）とは、現地通貨ベースの指数をヘッジを行わずに円換算したものです。  
同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はS & P社に帰属します。また、S & P社は同指数の内容を変え、る権利および公表を停止する権利を有しています。

## &lt; 海外コモディティインデックス（ヘッジなし）マザーファンド &gt;

運用の基本方針	
基本方針	内外のコモディティ連動証券に投資を行ない、D J - U B S コモディティ・インデックス（ヘッジなし・円ベース） <sup>*</sup> の動きに連動する投資成果を目標として運用を行ないます。
主な投資対象	内外のコモディティ連動証券を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>主として、D J - U B S コモディティ・インデックスの騰落率に償還価額などが連動する債券などの、内外のコモディティ連動証券に投資し、D J - U B S コモディティ・インデックス（ヘッジなし・円ベース）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。</li> <li>運用の効率化をはかるため、債券先物取引や外国為替予約取引などを活用することがあります。このため、債券の組入総額と債券先物取引などの買建玉の時価総額の合計額および外貨建資産の組入総額と外国為替予約取引などの買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。</li> <li>外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジは行ないません。</li> <li>ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</li> </ul>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資は行ないません。</li> <li>外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。</li> </ul>
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	解約時の基準価額に対し0.2%（1口当たり）
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	N C T 信託銀行株式会社
信託期間	無期限（平成18年10月31日設定）
決算日	毎年6月15日（休業日の場合は翌営業日）

<sup>\*</sup> 「Dow Jones?」、「UBS」および「Dow Jones-UBS Commodity Index<sup>SM</sup>」および「DJ-UBS商品指数<sup>SM</sup>」は、Dow Jones & Company, Inc.（以下「ダウ ジョーンズ」といいます。）、およびUBS AGの登録商標またはサービスマークであり、日興アセットマネジメント株式会社による一定の目的のための利用を許諾されています。

本件商品は、ダウ ジョーンズ、UBS AG、UBS Securities LLCまたはこれら各々の子会社もしくは関係会社により後援、是認、販売または宣伝されていません。ダウ ジョーンズ、UBS AG、UBS Securities LLCまたはこれらの関係会社のいずれも、受益者または公衆に対し、証券もしくは商品全般または特に本件商品への投資の適否について明示的または暗示的ないかなる表明または保証も行っておりません。ダウ ジョーンズ、UBS AG、UBS Securities LLCまたはこれら各々の子会社もしくは関係会社の日興アセットマネジメント株式会社に対する唯一の関係は、一定の商標、商号およびサービスマークの使用許諾、ならびに日興アセットマネジメント株式会社または本件商品に関わりなくUBS Securities LLCと共同してダウ ジョーンズにより決定、構成および計算が行われるDow Jones-UBS Commodity Indexの使用許諾です。ダウ ジョーンズおよびUBS Securities LLCはDow Jones-UBS Commodity Indexの決定、構成、または計算に際し、日興アセットマネジメント株式会社または受益者の要求を考慮する義務を負うものではありません。ダウ ジョーンズ、UBS AG、UBS Securities LLCまたはこれら各々の子会社もしくは関係会社のいずれも、本件商品の設定の時期、価格もしくはその数量の決定についてまたは本件商品が現金に換金される際の等式の決定もしくは計算について責任を負わず、またはこれらに参加していません。ダウ ジョーンズ、UBS AG、UBS Securities LLCまたはこれら各々の子会社もしくは関係会社のいずれも、本件商品の管理、販売または取引に関連し受益者等に対しいかなる義務または責任を負うものではありません。上記にかかわらずUBS AG、UBS Securities LLCまたはこれら各々の子会社もしくは関係会社は、日興アセットマネジメント株式会社が募集している本件商品と無関係であるが、これらに類似しておりかつこれらと競合し得る金融商品を独自に発行し、および/または支援することがあります。さらに、UBS AG、UBS Securities LLCまたはこれら各々の子会社もしくは関係会社は、商品、商品指数および商品先物（Dow Jones-UBS Commodity IndexおよびDow Jones-UBS Commodity Total Return Indexを含みます。）ならびに当該商品、商品指数および商品先物のパフォーマンスに連動するスワップ、オプションおよび派生商品の取引を積極的に行っています。かかる取引がDow Jones-UBS Commodity Indexおよび本件商品の評価に影響を及ぼす可能性があります。

本書は本件商品のみに関係するものであり、Dow Jones-UBS Commodity Indexの構成商品の裏付けとなる取引所で取引きされる現物商品に関係するものではありません。本件商品の受益者は、Dow Jones-UBS Commodity Indexに先物契約を組入れることが、ダウ ジョーンズ、UBS AG、UBS Securities LLCまたはこれら各々の子会社もしくは関係会社による先物契約または裏付けとなる取引所で取引きされる現物商品に対する投資を推奨するものであると結論づけるべきで

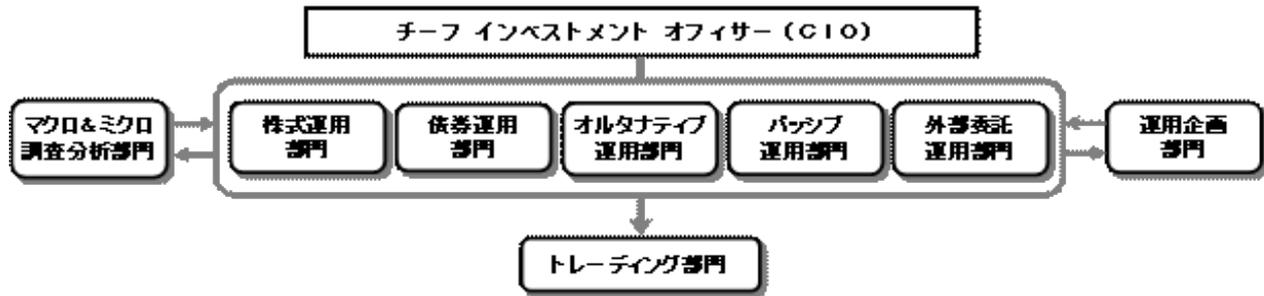
はありません。Dow Jones-UBS Commodity Indexの構成商品を含む現物商品に係る取引所で取引される先物契約に関する本書の情報は、一般に提供される文書のみをその出典としています。ダウ ジョーンズ、UBS AG、UBS Securities LLCまたはこれら各々の子会社もしくは関係会社のいずれも、本件商品に関連しDow Jones-UBS Commodity Indexを含む取引所で取引される先物契約についてデューディリジェンスを行っていません。ダウ ジョーンズ、UBS AG、UBS Securities LLCまたはこれら各々の子会社もしくは関係会社のいずれも、Dow Jones-UBS Commodity Indexを含む取引所で取引される先物契約に関するこれらの一般に提供されている文書またはその他の一般に提供されている情報（当該取引所で取引されている先物契約の価格に影響を及ぼす要因の記載を含みます。）が正確または完全であるとのいかなる表明も行っていない。

ダウ ジョーンズ、UBS AG、UBS Securities LLCまたはこれら各々の子会社もしくは関係会社のいずれも、Dow Jones-UBS Commodity Indexまたはこれに含まれるデータの正確性および/または完全性を保証しておらず、またダウ ジョーンズ、UBS AG、UBS Securities LLCまたはこれら各々の子会社もしくは関係会社のいずれも、かかる指数に関する誤り、不作為または障害について責任を負わないものとします。ダウ ジョーンズ、UBS AG、UBS Securities LLCまたはこれら各々の子会社もしくは関係会社のいずれも、Dow Jones-UBS Commodity Indexまたはこれに含まれるデータの利用により日興アセットマネジメント株式会社、受益者またはその他の者もしくは機関が得る結果について明示的または暗示的ないかなる表明または保証も行いません。ダウ ジョーンズ、UBS AG、UBS Securities LLCまたはこれら各々の子会社もしくは関係会社のいずれも、Dow Jones-UBS Commodity Indexまたはこれに含まれるデータについて特定の目的または利用のために明示的または暗示的な保証を行わず、また市場商品性また適性に関する一切の保証を明示的に否認します。上記を制限することなく、いかなる場合も、ダウ ジョーンズ、UBS AG、UBS Securities LLCまたはこれら各々の子会社もしくは関係会社のいずれも、その可能性につき通知されていたとしても喪失利益または間接的、懲罰的、特別もしくは拡大損害もしくは損失について責任を負わないものとします。ダウ ジョーンズ、UBS Securities LLCおよび日興アセットマネジメント株式会社との間の契約の取決めについて、UBS AGおよびその関係会社以外の第三者の受益者は存在しません。

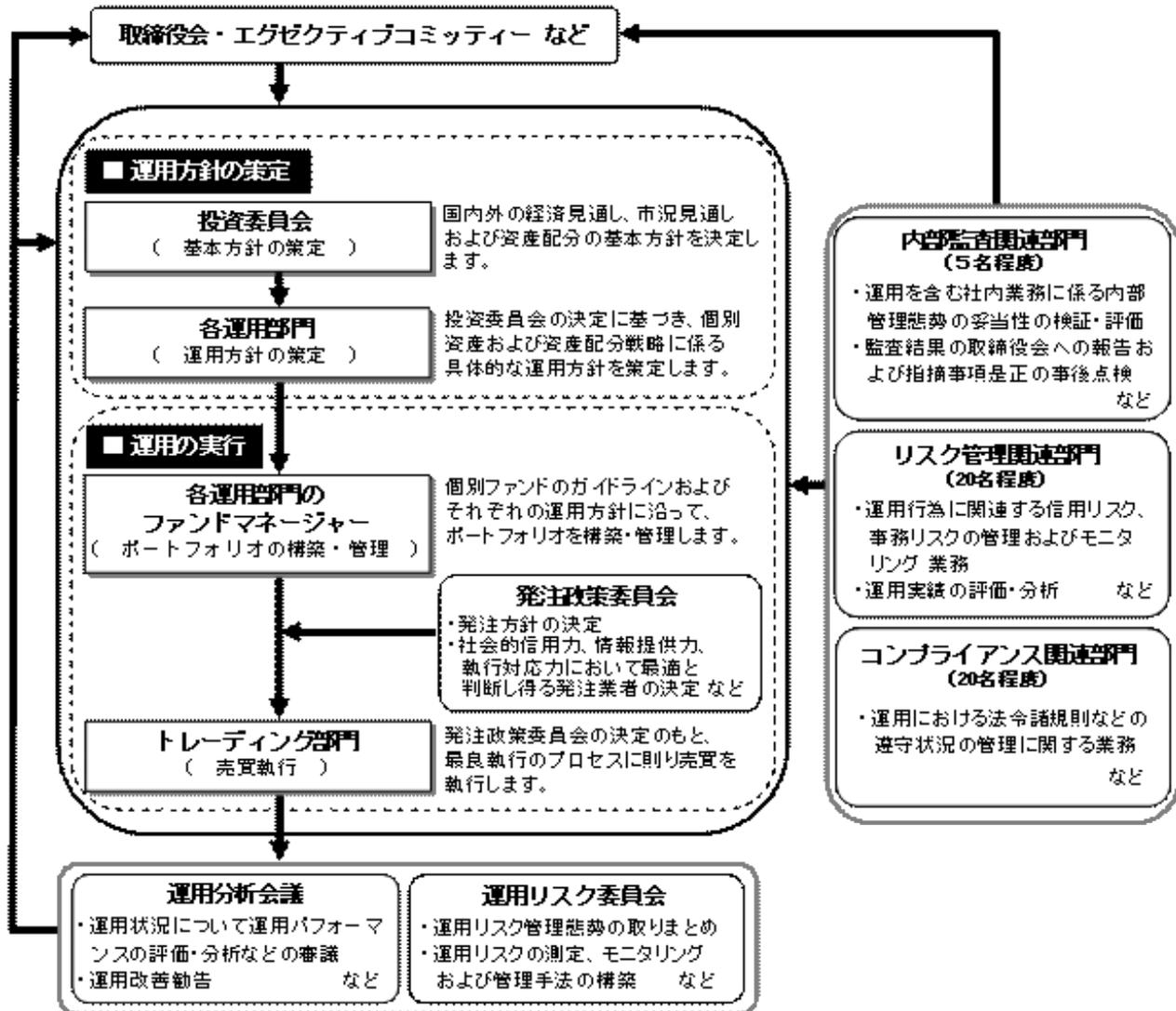
## (3) 【運用体制】

<日興アセットマネジメント株式会社（委託会社）における運用体制>

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



#### 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照会、月次の勘定残高照会などを行っております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行っており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

「投資顧問会社」については、投資顧問会社の管理体制およびリスク管理状況のモニタリングをリスク管理業務担当部門にて行ないます。また、外部委託運用部門では担当窓口として連絡調整を行なうとともに、投資顧問会社の運用プロセスに関する定期的なレビューおよび運用(投資助言を含みます。)するファンドのモニタリングを行ないます。

上記体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## (4) 【分配方針】

## 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

- 1) 分配対象額の範囲  
経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。
- 2) 分配対象額についての分配方針  
分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- 3) 留保益の運用方針  
収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

## 収益分配金の支払い

## &lt; 分配金再投資コース &gt;

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

## &lt; 分配金受取りコース &gt;

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

## (5) 【投資制限】

## 約款に定める投資制限

## &lt; 日興ストラテジック・アロケーション・ファンド（代替資産） &gt;

- 1) 投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- 2) 有価証券先物取引等の派生商品取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行ないません。
- 3) 投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。
- 4) 同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の50%以下とします。ただし、不動産投信（社団法人投資信託協会規則に定める不動産投信等をいいます。）の投資信託証券については、同一銘柄への実質投資割合を、信託財産の純資産総額の30%以下とします。なお、約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されること（投資信託委託会社または販売会社による自己設定が行なわれる場合も含みます。）が定められている投資信託証券については、信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額の制限を設けません。
- 5) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- 6) 信託財産に属する外貨建資産の時価総額と投資信託証券またはマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- 7) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て（解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。
  - イ) 解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
  - ロ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
  - ハ) 借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内
  - ニ) 解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
  - ホ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

## &lt; 日本リートインデックスJ - REITマザーファンド &gt;

- 1) 投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信

- 託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- 2) 有価証券先物取引等の派生商品取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行ないません。
  - 3) 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
  - 4) 同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。ただし、東証REIT指数（配当込み）における時価の構成割合が30%を超える不動産投資信託証券がある場合には、当該不動産投資信託証券への投資を東証REIT指数（配当込み）における構成割合の範囲内で行なうことができます。
  - 5) 外貨建資産への投資は行ないません。

< 海外リートインデックス（ヘッジなし）マザーファンド >

- 1) 投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- 2) 有価証券先物取引等の派生商品取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行ないません。
- 3) 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 4) 同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。ただし、S & P先進国REIT指数（除く日本、ヘッジなし・円ベース）における時価の構成割合が30%を超える不動産投資信託証券がある場合には、当該不動産投資信託証券への投資をS & P先進国REIT指数（除く日本、ヘッジなし・円ベース）における構成割合の範囲内で行なうことができます。
- 5) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

< 海外コモディティインデックス（ヘッジなし）マザーファンド >

- 1) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資は行ないません。
- 2) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- 3) わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。
- 4) わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- 5) わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- 6) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 7) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 8) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債の貸付の指図をすることができます。公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- 9) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。当該売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 10) 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 11) 信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。外国為替の売買の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売

予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとして、ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

### 3【投資リスク】

#### (1) ファンドのリスク

- ・当ファンドは、主に投資信託証券に投資を行ない、投資対象とする投資信託証券は、主に不動産投信およびコモディティ連動証券など値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。
- ・当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- ・信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。取得申込者は、ファンドの投資目的およびリスク要因を十分に認識することが求められます。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

#### 価格変動リスク

- ・不動産投信は、不動産を取り巻く環境、不動産市況や金利動向、マクロ経済の変化など様々な要因で分配金や価格は影響を受けます。
- ・コモディティ連動証券の価格は、商品（コモディティ）市況変動の影響を大きく受けます。
- ・ファンドにおいては、不動産や商品（コモディティ）の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合には、重大な損失が生じるリスクがあります。

#### 流動性リスク

市場規模や取引量が少ない場合、組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。

#### 信用リスク

- ・不動産投信が支払不能や債務超過の状態になった場合、またはそうなることが予想される場合、大きな損失を被る可能性があります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があります。
- ・有価証券などの発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合または予想される場合、有価証券などの価格が下落するリスクがあります（価格がゼロになることもあります。）。

#### 為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

#### <その他の留意事項>

##### ・システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により閉鎖されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。また、一時的に取得・換金ができなくなることもあります。

##### ・投資対象とする投資信託証券に関する事項

諸事情により、投資対象とする投資信託証券（マザーファンドが投資対象とする投資信託証券を含みます。）にかかる投資や換金ができない場合があります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができなくなる場合があります。また、一時的にファンドの取得・換金ができなくなることもあります。

##### ・解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動に関する事項

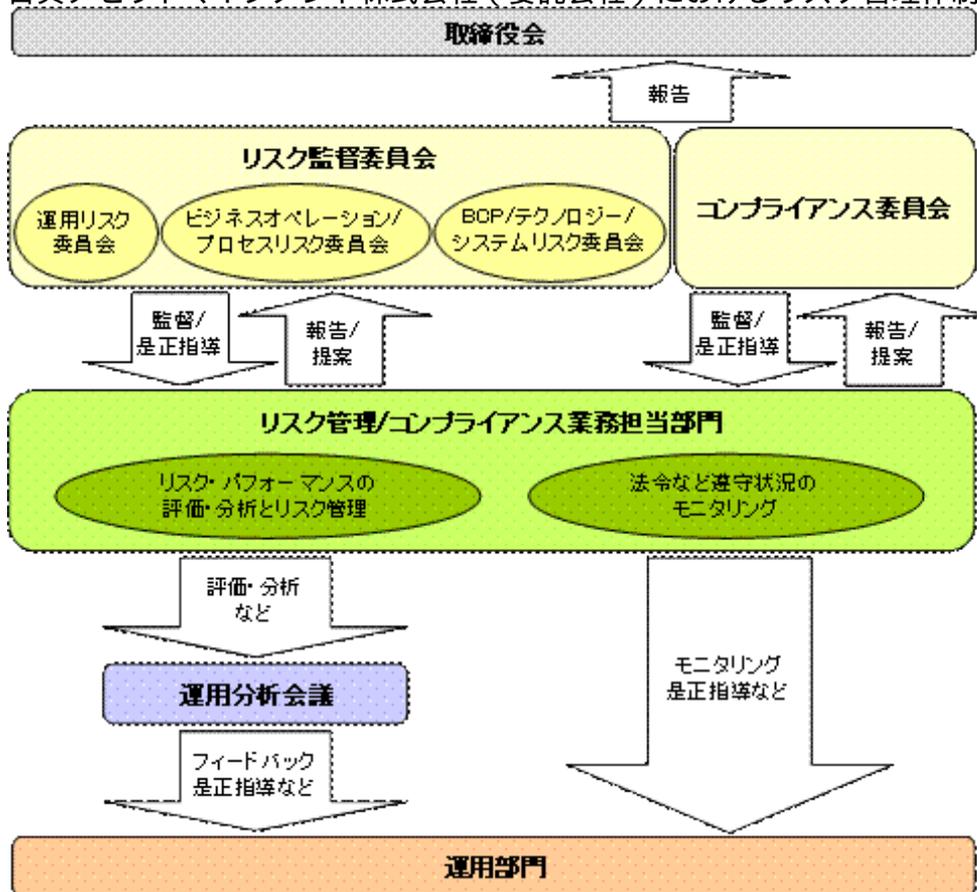
一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有証券を大量に売却することがあります。その際に基準価額が大きく変動する可能性があります。

##### ・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

## (2) リスク管理体制

&lt; 日興アセットマネジメント株式会社（委託会社）におけるリスク管理体制 &gt;



## 全社的リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスクマネジメント部を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況およびリスク管理状況については、リスクマネジメント部が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。本委員会およびその部門別委員会においては、各種リスク（運用リスク、事務リスク、システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告に加えて、重大なリスクの洗い出し、より予防的なリスクの軽減に繋がる施策、管理手法の構築などに努めております。

## リスク・パフォーマンスの評価・分析とリスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析と運用プロセスおよびリスク運営状況のモニタリングを行ないます。運用パフォーマンスおよびリスクに係る評価と分析の結果については運用分析会議に報告し、リスク管理状況についてはリスク監督委員会あるいはその部門別委員会へ報告され、問題点については運用部門に原因の究明と是正指導を行ないます。

## 法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス関連部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

上記体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

- ・本書提出日現在、販売会社における申込手数料はありません。
- ・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
- ・販売会社によっては、償還乗換、乗換優遇の適用を受けることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

## (2)【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.25%の率を乗じて得た額（1口当たり）が差し引かれます。

「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことです。

## (3)【信託報酬等】

信託報酬

- ・当ファンドの信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、1)および2)を合計した額とします。

1) 信託財産の純資産総額に対し年0.798%（税抜0.76%）の率を乗じて得た額

2) 投資対象とするマザーファンドにおいて有価証券の貸付を行なった場合は、その品貸料に0.525（税抜0.5）を乗じて得た額（当該マザーファンドの約款において、品貸料の一部を、同マザーファンドに投資を行なっている証券投資信託の信託報酬として収受する規定のあるものに限ります。他の証券投資信託が同一のマザーファンドに投資を行なっている場合は、マザーファンドの純資産総額における当該各証券投資信託の時価総額にに応じて、毎日按分するものとします。）

\*なお、本書提出日現在、投資対象とするマザーファンドにおいては、当該規定はありません。

- ・この他に、投資対象とする投資信託証券の組入れに係る信託報酬がかかりますが、本書提出日現在、投資対象とする投資信託証券においては、信託報酬はありません。また、投資対象とする「日本リートインデックス」-REITマザーファンド」および「海外リートインデックス（ヘッジなし）マザーファンド」の主要投資対象である不動産投信には運用などに係る費用がかかりますが、投資する不動産投信の銘柄は固定されていないため、事前に料率、上限額などを表示することができません。

受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は、投資対象とする投資信託証券の組入比率や当該投資信託証券の変更などにより変動します。

信託報酬の配分

- ・上記の1)の配分は、以下の通りとします。

信託報酬率（年率）			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
0.7980% (0.76%)	0.3990% (0.38%)	0.3465% (0.33%)	0.0525% (0.05%)

括弧内は税抜です。

投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける信託報酬の中から支払います。

- ・上記の2)の配分は、以下の通りとします。

合計	委託会社	受託会社
0.525 (0.5)	0.420 (0.4)	0.105 (0.1)

括弧内は税抜です。

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

## (4)【その他の手数料等】

以下の諸費用およびそれに付随する消費税等相当額について、委託会社は、その支払いをファンドのために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。また、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、見積額に基づいて見積率を算出し、かかる見積率を信託財産の純資産総額に乗じて得た額をかかる諸費用の合計額とみなして、信託財産から支弁を受けることができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模などを考慮して、信託の設定時または期中に、かかる諸費用の見積率を見直し、年率0.1%を上

限として、これを変更することができます。これら諸費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上し、委託会社が定めた時期に、信託財産から支払います。

振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用。

有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書(これらの訂正に係る書類を含みます。)の作成、印刷および提出に係る費用。

目論見書および仮目論見書(これらの訂正事項分を含みます。)の作成、印刷および交付に係る費用(これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。)

信託約款の作成、印刷および交付に係る費用(これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。)

運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用(これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。)

この信託の受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用。

格付の取得に要する費用。

ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用。

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管などに要する費用、解約に伴なう支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

<投資対象とする投資信託証券に係る費用>

- ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・信託事務の処理に要する諸費用
- ・信託財産に関する租税 など

\* 売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

#### (5) 【課税上の取扱い】

個人受益者の場合

##### 1) 収益分配金に対する課税

- ・収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、平成23年12月31日までは軽減税率が適用され、10% (所得税7%および地方税3%) の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税のいずれかを選択することもできます。

- ・なお、平成24年1月1日以降は、上記の10%の税率は20% (所得税15%および地方税5%) となる予定です。

##### 2) 解約金および償還金に対する課税

- ・解約時および償還時の差益(譲渡益)\*については譲渡所得として、平成23年12月31日までは軽減税率が適用され、10% (所得税7%および地方税3%) の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)を選択している場合は、10% (所得税7%および地方税3%) の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。

\* 解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。)を控除した利益

- ・なお、平成24年1月1日以降は、上記の10%の税率は20% (所得税15%および地方税5%) となる予定です。

確定申告等により、解約時および償還時の差損(譲渡損失)については、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等(申告分離課税を選択したものに限り)と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益(譲渡益)および普通分配金(申告分離課税を選択したものに限り)については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

法人受益者の場合

##### 1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

- ・ 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、平成23年12月31日までは軽減税率が適用され、7%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。
  - ・ なお、平成24年1月1日以降は、上記の7%の税率は15%（所得税のみ）となる予定です。
- 2) 益金不算入制度の適用  
益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

#### 個別元本

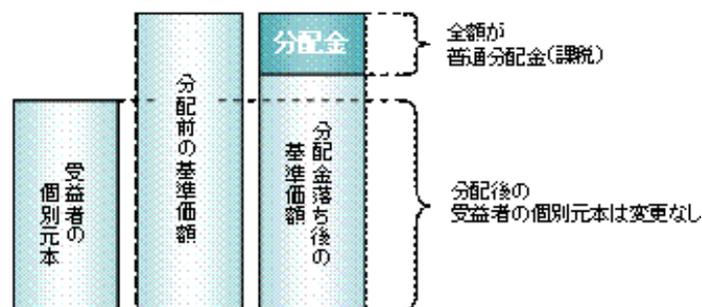
- 1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

#### 普通分配金と特別分配金

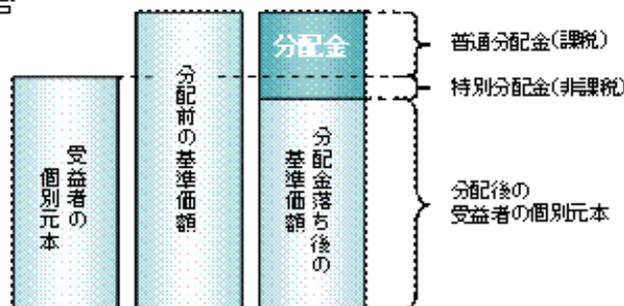
- 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
  - イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
  - ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が特別分配金となり、収益分配金から特別分配金を控除した金額が普通分配金となります。
- ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

#### <分配金に関するイメージ図>

##### イ) の場合



##### ロ)、ハ) の場合



税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

## 5【運用状況】

以下の運用状況は平成22年2月26日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (1)【投資状況】

投資資産の種類	時価（千円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	27,573	99.23
日本	27,573	99.23
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	214	0.77
純資産総額	27,787	100.00

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## イ 評価額上位銘柄明細

## &lt; 親投資信託受益証券 &gt;

通貨 国・地域	種類 業種	銘柄名	数量又は 券面総額	簿価単価(円) 評価単価(円)	簿価額(円) 評価額(円)	投資比率 (%)
日本円 日本	親投資信託受益証券 -	海外コモディティインデックス（ヘッジなし）マザーファンド	15,928,518	0.6272 0.6277	9,990,366 9,998,330	35.98
日本円 日本	親投資信託受益証券 -	海外リートインデックス（ヘッジなし）マザーファンド	13,206,049	0.6901 0.7109	9,113,495 9,388,180	33.79
日本円 日本	親投資信託受益証券 -	日本リートインデックスJ-REITマザーファンド	11,454,562	0.6907 0.7147	7,911,665 8,186,575	29.46

## □ 種類別及び業種別の投資比率

種類別及び業種別	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.23
合計	99.23

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】  
【純資産の推移】

期別	1口当たりの純資産額（円）		純資産総額（百万円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
設定時（2007年10月31日）	1.0000	1.0000	1	1
第1計算期間末（2008年2月15日）	0.8800	0.8820	45	46
第2計算期間末（2008年8月15日）	0.8283	0.8343	104	105
第3計算期間末（2009年2月16日）	0.3913	0.3953	57	57
第4計算期間末（2009年8月17日）	0.5085	0.5145	28	29
第5計算期間末（2010年2月15日）	0.4943	0.5003	27	27

	1口当たりの純資産額（円）	純資産総額（百万円）
2009年2月末日	0.3888	56
2009年3月末日	0.3960	57
2009年4月末日	0.4345	64
2009年5月末日	0.4618	68
2009年6月末日	0.4794	27
2009年7月末日	0.4942	27
2009年8月末日	0.5126	28
2009年9月末日	0.5060	28
2009年10月末日	0.5152	28
2009年11月末日	0.4851	26
2009年12月末日	0.5337	29
2010年1月末日	0.5059	27
2010年2月末日	0.5043	27

## 【分配の推移】

	1口当たり税込み分配金（円）
第1計算期間（2007年10月31日～2008年2月15日）	0.0020
第2計算期間（2008年2月16日～2008年8月15日）	0.0060
第3計算期間（2008年8月16日～2009年2月16日）	0.0040
第4計算期間（2009年2月17日～2009年8月17日）	0.0060
第5計算期間（2009年8月18日～2010年2月15日）	0.0060

## 【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間（2007年10月31日～2008年2月15日）	11.80
第2計算期間（2008年2月16日～2008年8月15日）	5.19
第3計算期間（2008年8月16日～2009年2月16日）	52.28
第4計算期間（2009年2月17日～2009年8月17日）	31.48
第5計算期間（2009年8月18日～2010年2月15日）	1.61

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額、以下、「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

## (参考) 日本リートインデックスJ - REITマザーファンド

以下の運用状況は平成22年2月26日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (1) 投資状況

投資資産の種類	時価(千円)	投資比率(%)
投資証券	16,766,818	97.56
日本	16,766,818	97.56
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	418,815	2.44
純資産総額	17,185,633	100.00

## (2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ 評価額上位銘柄明細

&lt;投資証券&gt;

通貨 国・地域	種類 業種	銘柄名	数量又は 券面総額	簿価単価(円) 評価単価(円)	簿価額(円) 評価額(円)	投資比率 (%)
日本円 日本	投資証券 -	日本ビルファンド投資法人 投資証券	3,253	810,253 787,000	2,635,754,160 2,560,111,000	14.90
日本円 日本	投資証券 -	ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	2,936	703,331 767,000	2,064,979,932 2,251,912,000	13.10
日本円 日本	投資証券 -	日本リテールファンド投資法人 投資証券	9,280	102,530 105,400	951,478,336 978,112,000	5.69
日本円 日本	投資証券 -	野村不動産オフィスファンド投資法人 投資証券	1,831	544,026 521,000	996,112,189 953,951,000	5.55
日本円 日本	投資証券 -	森トラスト総合リート投資法人 投資証券	1,092	685,751 784,000	748,840,069 856,128,000	4.98
日本円 日本	投資証券 -	日本プライムリアルティ投資法人 投資証券	4,243	184,709 195,800	783,721,780 830,779,400	4.83
日本円 日本	投資証券 -	オリックス不動産投資法人 投資証券	1,510	410,349 427,000	619,627,695 644,770,000	3.75
日本円 日本	投資証券 -	フロンティア不動産投資法人 投資証券	960	546,237 664,000	524,387,351 637,440,000	3.71
日本円 日本	投資証券 -	ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券	1,208	412,462 478,000	498,254,102 577,424,000	3.36
日本円 日本	投資証券 -	日本ロジスティクスファンド投資法人 投資証券	785	611,064 655,000	479,685,011 514,175,000	2.99
日本円 日本	投資証券 -	東急リアル・エステート投資法人 投資証券	1,017	483,944 436,000	492,170,610 443,412,000	2.58
日本円 日本	投資証券 -	DAオフィス投資法人 投資証券	2,375	221,142 185,500	525,212,535 440,562,500	2.56
日本円 日本	投資証券 -	日本アコモデーションファンド投資法人 投資証券	937	458,996 461,000	430,079,362 431,957,000	2.51
日本円 日本	投資証券 -	グローバル・ワン不動産投資法人 投資証券	582	631,675 657,000	367,635,041 382,374,000	2.22
日本円 日本	投資証券 -	トップリート投資法人 投資証券	930	347,957 406,000	323,600,376 377,580,000	2.20
日本円 日本	投資証券 -	ジャパンエクセレント投資法人 投資証券	928	384,257 394,500	356,590,383 366,096,000	2.13
日本円 日本	投資証券 -	ケネディクス不動産投資法人 投資証券	1,402	272,101 242,500	381,485,132 339,985,000	1.98
日本円 日本	投資証券 -	福岡リート投資法人 投資証券	642	422,778 491,000	271,423,317 315,222,000	1.83
日本円 日本	投資証券 -	日本レジデンシャル投資法人 投資証券	1,484	216,564 206,600	321,380,434 306,594,400	1.78
日本円 日本	投資証券 -	野村不動産レジデンシャル投資法人 投資証券	753	393,315 363,500	296,165,848 273,715,500	1.59
日本円 日本	投資証券 -	森ヒルズリート投資法人 投資証券	955	344,034 262,900	328,552,787 251,069,500	1.46
日本円 日本	投資証券 -	プレミア投資法人 投資証券	789	331,222 293,900	261,334,419 231,887,100	1.35
日本円 日本	投資証券 -	MIDリート投資法人 投資証券	1,102	218,435 185,400	240,714,886 204,310,800	1.19
日本円 日本	投資証券 -	日本賃貸住宅投資法人 投資証券	1,400	118,934 129,100	166,508,294 180,740,000	1.05
日本円 日本	投資証券 -	阪急リート投資法人 投資証券	513	418,961 347,500	214,926,838 178,267,500	1.04
日本円 日本	投資証券 -	日本コマース投資法人 投資証券	1,421	133,100 112,100	189,135,100 159,294,100	0.93
日本円 日本	投資証券 -	ジョイント・リート投資法人 投資証券	628	179,696 233,300	112,848,932 146,512,400	0.85
日本円 日本	投資証券 -	アドバンス・レジデンス投資法人 投資証券	456	344,147 320,300	156,930,870 146,056,800	0.85
日本円 日本	投資証券 -	ビ・ライフ投資法人 投資証券	296	274,634 439,500	81,291,543 130,092,000	0.76

日本円 日本	投資証券 -	産業ファンド投資法人 投資証券	474	257,147 230,700	121,887,905 109,351,800	0.64
-----------	-----------	-----------------	-----	--------------------	----------------------------	------

## □ 種類別及び業種別の投資比率

種類別及び業種別	投資比率(%)
投資証券	97.56
合計	97.56

投資不動産物件  
該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの  
該当事項はありません。

（参考）海外リートインデックス（ヘッジなし）マザーファンド

以下の運用状況は平成22年2月26日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。
- ・為替予約取引の金額は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

（１）投資状況

投資資産の種類	時価（千円）	投資比率（％）
投資証券	17,514,242	99.17
アメリカ	10,121,899	57.31
オーストラリア	2,625,898	14.87
フランス	1,398,620	7.92
イギリス	1,320,169	7.48
シンガポール	564,559	3.20
オランダ	452,704	2.56
カナダ	437,319	2.48
香港	334,413	1.89
ベルギー	149,461	0.85
ニュージーランド	78,889	0.45
イタリア	14,051	0.08
ドイツ	10,149	0.06
ギリシャ	6,104	0.03
為替予約取引(売建)	(25,628)	(0.15)
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	146,373	0.83
純資産総額	17,660,616	100.00

## (2) 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## イ 評価額上位銘柄明細

## &lt; 投資証券 &gt;

通貨 国・地域	種類 業種	銘柄名	数量又は 券面総額	簿価単価(円) 評価単価(円)	簿価額(円) 評価額(円)	投資比率 (%)
アメリカドル アメリカ	投資証券 -	SIMON PROPERTY GROUP INC-REIT	142,586	4,933 7,021	703,382,585 1,001,117,594	5.67
オーストラリアドル オーストラリア	投資証券 -	WESTFIELD GROUP	1,060,081	929 939	984,863,890 995,054,359	5.63
ユーロ フランス	投資証券 -	UNIBAIL-RODAMCO SE	45,493	14,104 17,600	641,654,414 800,662,788	4.53
アメリカドル アメリカ	投資証券 -	PUBLIC STORAGE	67,510	6,153 7,325	415,377,220 494,525,015	2.80
アメリカドル アメリカ	投資証券 -	VORNADO REALTY TRUST	78,690	4,400 5,875	346,261,181 462,276,736	2.62
アメリカドル アメリカ	投資証券 -	EQUITY RESIDENTIAL-REIT	137,891	2,165 3,241	298,518,578 446,896,899	2.53
アメリカドル アメリカ	投資証券 -	BOSTON PROPERTIES INC	69,373	4,592 6,029	318,564,107 418,275,527	2.37
オーストラリアドル オーストラリア	投資証券 -	STOCKLAND	1,203,083	272 320	326,741,509 385,352,778	2.18
アメリカドル アメリカ	投資証券 -	HCP INC	146,310	2,142 2,594	313,436,832 379,581,441	2.15
アメリカドル アメリカ	投資証券 -	HOST HOTELS & RESORTS INC	316,247	826 1,041	261,152,626 329,202,122	1.86
イギリスポンド イギリス	投資証券 -	LAND SECURITIES GROUP PLC	381,025	705 864	268,571,276 329,029,795	1.86
アメリカドル アメリカ	投資証券 -	VENTAS INC	78,073	2,765 3,975	215,832,978 310,352,940	1.76
アメリカドル アメリカ	投資証券 -	AVALONBAY COMMUNITIES INC	40,761	5,516 7,261	224,854,606 295,958,353	1.68
アメリカドル アメリカ	投資証券 -	PROLOGIS	236,239	854 1,129	201,770,582 266,620,895	1.51
イギリスポンド イギリス	投資証券 -	BRITISH LAND COMPANY PLC	431,929	546 607	235,865,843 261,975,011	1.48
アメリカドル アメリカ	投資証券 -	KIMCO REALTY CORPORATION	200,915	1,044 1,248	209,693,475 250,651,207	1.42
香港ドル 香港	投資証券 -	LINK REIT	1,094,500	190 224	208,071,379 244,859,789	1.39
アメリカドル アメリカ	投資証券 -	HEALTH CARE REIT INC	61,517	3,284 3,812	202,016,266 234,527,466	1.33
ユーロ オランダ	投資証券 -	CORIO NV	38,403	4,803 5,504	184,449,601 211,375,723	1.20
オーストラリアドル オーストラリア	投資証券 -	GPT GROUP	4,287,186	40 46	172,377,907 197,632,415	1.12
アメリカドル アメリカ	投資証券 -	FEDERAL REALTY INVESTMENT TRUST-REIT	30,680	5,026 6,175	154,211,827 189,453,341	1.07
オーストラリアドル オーストラリア	投資証券 -	MIRVAC GROUP	1,524,714	101 124	154,482,923 189,047,459	1.07
イギリスポンド イギリス	投資証券 -	HAMMERSON PLC	352,505	442 527	155,883,403 185,766,771	1.05
アメリカドル アメリカ	投資証券 -	SL GREEN REALTY CORP	38,791	2,272 4,515	88,130,618 175,153,805	0.99
アメリカドル アメリカ	投資証券 -	DIGITAL REALTY TRUST INC	37,875	3,338 4,582	126,425,830 173,558,142	0.98
アメリカドル アメリカ	投資証券 -	NATIONWIDE HEALTH PROPERTIES INC	55,593	2,494 2,925	138,676,095 162,623,718	0.92
イギリスポンド イギリス	投資証券 -	SEGO PLC	369,580	364 438	134,405,405 161,892,531	0.92
アメリカドル アメリカ	投資証券 -	AMB PROPERTY CORPORATION	74,055	1,751 2,171	129,655,792 160,800,094	0.91
アメリカドル アメリカ	投資証券 -	THE MACERICH COMPANY	48,657	1,959 3,208	95,336,010 156,084,557	0.88
アメリカドル アメリカ	投資証券 -	LIBERTY PROPERTY TRUST	56,123	2,230 2,779	125,181,342 155,942,812	0.88

## □ 種類別及び業種別の投資比率

種類別及び業種別	投資比率(%)
投資証券	99.17
合計	99.17

投資不動産物件  
該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

## &lt; 為替予約取引 &gt;

名称	種類	契約額等(円)	評価額(円)	投資比率(%)
アメリカドル	売建	11,649,870	11,624,600	0.07
オーストラリアドル	売建	8,016,744	7,944,200	0.04
ユーロ	売建	6,059,950	6,060,000	0.03
合計		25,726,564	25,628,800	0.15

(参考) 海外コモディティインデックス(ヘッジなし)マザーファンド

以下の運用状況は平成22年2月26日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 投資状況

投資資産の種類	時価(千円)	投資比率(%)
社債券	9,978	99.80
アメリカ	9,978	99.80
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	19	0.20
純資産総額	9,998	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ 評価額上位銘柄明細

<社債券>

通貨 国・地域	種類 業種	銘柄名	利率(%) 償還期限	数量又は 券面総額	簿価単価(円) 評価単価(円)	簿価額(円) 評価額(円)	投資比率 (%)
アメリカドル アメリカ	社債券 -	IPATH Dow Jones-UBS Commodity Index Total Return ETN	0.00000 2036-06-12	140,000	3,475.50 3,563.78	9,731,415 9,978,599	99.80

ロ 種類別及び業種別の投資比率

種類別及び業種別	投資比率(%)
社債券	99.80
合計	99.80

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## 6【手続等の概要】

## (1) 申込（販売）手続等

## 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

## コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

## ＜分配金再投資コース＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

## ＜分配金受取りコース＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

## 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

## 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

## 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日に該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

## 申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

## 申込単位

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

## 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

## 受付の中止および取消

委託会社は、投資対象とする投資信託証券（マザーファンドが投資対象とする投資信託証券を含みます。）への投資ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。

## (2) 換金（解約）手続等

## ＜解約請求による換金＞

## 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

## 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

## 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日がニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日に該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

## 解約制限

ファンドの規模および商品性格などにに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

## 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.25%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

## 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

## 解約単位

1口単位

販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

## 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

## 受付の中止および取消

委託会社は、投資対象とする投資信託証券（マザーファンドが投資対象とする投資信託証券を含みます。）からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。

## 7【管理及び運営の概要】

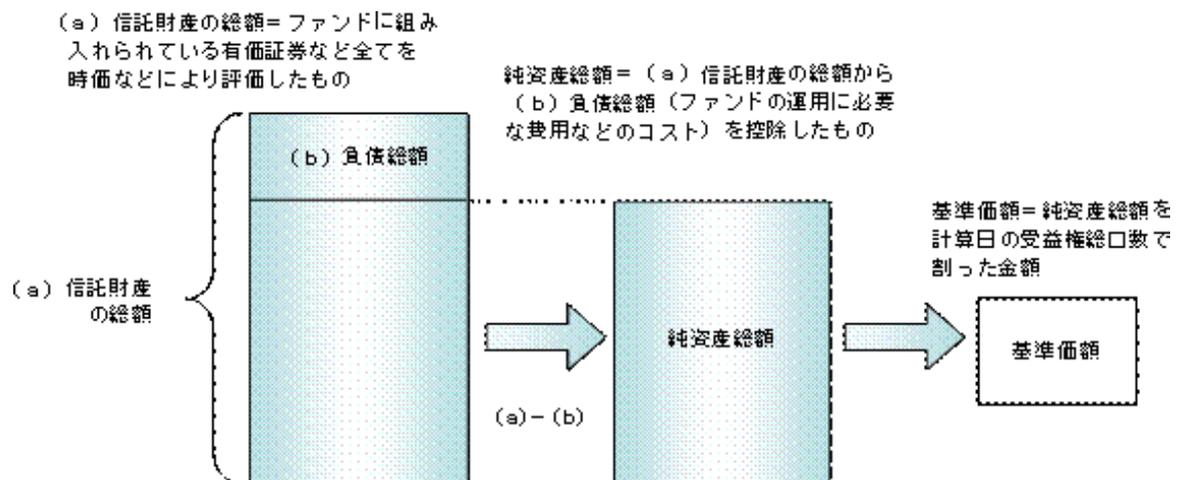
### (1) 資産管理等の概要

#### 資産の評価

#### 1) 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

#### < 基準価額算出の流れ >



#### 2) 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

#### < 主な資産の評価方法 >

##### マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

##### 公社債（国内・外国）

原則として、基準価額計算日<sup>\*</sup>における以下のいずれかの価額で評価します。

- a) 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
- b) 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。）、銀行などの提示する価額（売気配相場を除きます。）
- c) 価格情報会社の提供する価額

残存期間1年以内の公社債などについては、一部償却原価法により評価することができます。

<sup>\*</sup> 外国公社債については、基準価額計算日に知りうる直近の日とします。

##### 国内上場不動産投信

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。

##### 海外上場不動産投信

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

#### 信託期間

平成29年8月15日までとします（平成19年10月31日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

#### 計算期間

毎年2月16日から8月15日までおよび8月16日から翌年2月15日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間

が開始されます。

その他

1) 信託の終了（繰上償還）

イ) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

- a) 受益者の解約により純資産総額が10億円を下回ることとなった場合
- b) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
- c) やむを得ない事情が発生したとき

ロ) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

ハ) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときなどには、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

二) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

2) 償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

3) 信託約款の変更など

イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

ロ) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

ハ) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

4) 書面決議

イ) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知っている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

ロ) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。

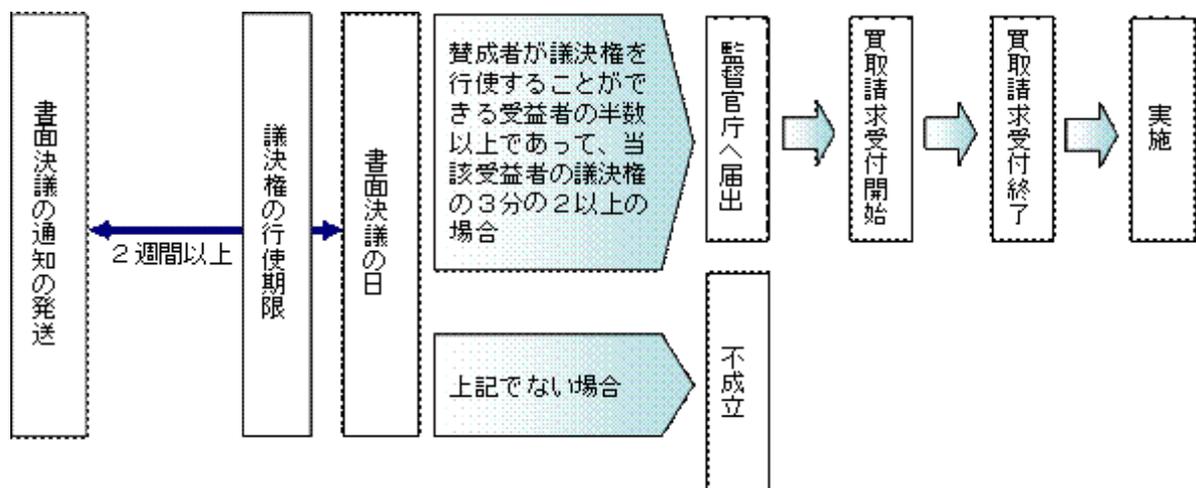
ハ) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

二) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。

ホ) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。

ヘ) 当ファンドの繰上償還、信託約款の重大な変更または併合を行なう場合には、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

< 書面決議の主な流れ >



5) 公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

6) 運用報告書の作成

委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、あらかじめ届出を受けた住所に販売会社よりお届けします。

(2) 受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次の通りです。

- ・ 収益分配金・償還金受領権
- ・ 解約請求権
- ・ 帳簿閲覧権

## 第2【財務ハイライト情報】

- (1) 以下の情報は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」から抜粋して記載したものです。
- (2) 「財務諸表」については、あらた監査法人による監査を受けております。また、当該監査法人による監査報告書は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」に添付されています。

## 日興ストラテジック・アロケーション・ファンド（代替資産）

## 1【貸借対照表】

（単位：円）

科目	期別	第4期	第5期
		平成21年8月17日現在	平成22年2月15日現在
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		663,892	633,800
親投資信託受益証券		28,557,629	27,112,649
未収入金		150,000	-
流動資産合計		29,371,521	27,746,449
資産合計			
		29,371,521	27,746,449
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		338,275	331,256
未払受託者報酬		13,144	7,362
未払委託者報酬		187,549	105,320
その他未払費用		59,550	14,020
流動負債合計		598,518	457,958
負債合計			
		598,518	457,958
純資産の部			
元本等			
元本		56,582,435	55,209,496
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		27,809,432	27,921,005
（分配準備積立金）		479,434	507,566
元本等合計		28,773,003	27,288,491
純資産合計			
		28,773,003	27,288,491
負債純資産合計			
		29,371,521	27,746,449

## 2【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

科目	期別	第4期 自 平成21年2月17日 至 平成21年8月17日	第5期 自 平成21年8月18日 至 平成22年2月15日
		金額	金額
営業収益			
受取利息		176	4
有価証券売買等損益		15,470,137	336,023
営業収益合計		15,470,313	336,019
営業費用			
受託者報酬		13,144	7,362
委託者報酬		187,549	105,320
その他費用		25,030	14,020
営業費用合計		225,723	126,702
営業利益又は営業損失（ ）		15,244,590	462,721
経常利益又は経常損失（ ）		15,244,590	462,721
当期純利益又は当期純損失（ ）		15,244,590	462,721
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		8,400,875	5,917
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		89,165,527	27,809,432
剰余金増加額又は欠損金減少額		58,318,806	741,397
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		58,318,806	741,397
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額		3,468,151	64,910
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		3,468,151	64,910
分配金		338,275	331,256
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		27,809,432	27,921,005

## （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	期別	第4期 自 平成21年2月17日 至 平成21年8月17日	第5期 自 平成21年8月18日 至 平成22年2月15日
	1. 有価証券の評価基準及び評価方法		親投資信託受益証券
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項		移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 当ファンドの計算期間は原則として、毎年2月16日から8月15日まで及び、8月16日から翌年2月15日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものいたしますので、当計算期間は平成21年2月17日から平成21年8月17日までとなっております。	同左 当ファンドの計算期間は原則として、毎年2月16日から8月15日まで及び、8月16日から翌年2月15日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものいたしますので、当計算期間は平成21年8月18日から平成22年2月15日までとなっております。

**第3【内国投資信託受益証券事務の概要】****(1) 名義書換**

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

**(2) 受益者に対する特典**

該当事項はありません。

**(3) 譲渡制限の内容**

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

**(4) 受益証券の再発行**

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

**(5) 受益権の再分割**

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

**(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて**

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

**第4【ファンドの詳細情報の項目】**

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」（投資信託説明書（請求目論見書））の記載項目は以下の通りです。

**第1 ファンドの沿革****第2 手続等**

- 1 申込（販売）手続等
- 2 換金（解約）手続等

**第3 管理及び運営****1 資産管理等の概要**

- (1) 資産の評価
- (2) 保管
- (3) 信託期間
- (4) 計算期間
- (5) その他

**2 受益者の権利等****第4 ファンドの経理状況****1 財務諸表**

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益及び剰余金計算書
- (3) 注記表
- (4) 附属明細表

**2 ファンドの現況**

純資産額計算書

**第5 設定及び解約の実績**

### 第三部【ファンドの詳細情報】

#### 第1【ファンドの沿革】

平成19年10月31日 ファンドの信託契約締結、運用開始

#### 第2【手続等】

##### 1【申込（販売）手続等】

- (1) 申込方法  
販売会社所定の方法でお申し込みください。
- (2) コースの選択  
収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。  
＜分配金再投資コース＞  
収益分配金を自動的に再投資するコースです。  
＜分配金受取りコース＞  
収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。
- (3) 申込みの受付  
販売会社の営業日に受け付けます。
- (4) 取扱時間  
原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
- (5) 取得申込不可日  
販売会社の営業日であっても、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日に該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (6) 申込金額  
取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
- (7) 申込単位  
販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。  
＜委託会社の照会先＞

日興アセットマネジメント株式会社  
ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>  
コールセンター 電話番号 0120-25-1404  
午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。
- (8) 申込代金の支払い  
取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。
- (9) 受付の中止および取消  
委託会社は、投資対象とする投資信託証券（マザーファンドが投資対象とする投資信託証券を含みます。）への投資ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。  
金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。
- (10) 償還乗換  
・受益者は、証券投資信託の償還金額（手取額）の範囲内（単位型証券投資信託については、償還金額（手取額）とその元本額のいずれか大きい額とします。）で取得する口数に係る申込手数料を徴収されない措置の適用を受けることができます。この償還乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。  
・この措置の適用を受ける受益者は、販売会社から、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求められることがあります。
- (11) 乗換優遇  
受益者は、信託期間終了日の1年前以内などの一定の要件を満たした証券投資信託を解約または買取請求により換金した際の代金をもって、換金を行なった販売会社において、取得申込みをする場合の手数料率が割引となる措置の適用を受けることができます。この乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

##### 2【換金（解約）手続等】

**< 解約請求による換金 >**

- (1) 解約の受付  
販売会社の営業日に受け付けます。
- (2) 取扱時間  
原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
- (3) 解約請求不可日  
販売会社の営業日であっても、解約請求日がニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日に該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (4) 解約制限  
ファンドの規模および商品性格などに基つき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (5) 解約価額  
解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.25%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。  
・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

**< 委託会社の照会先 >**

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

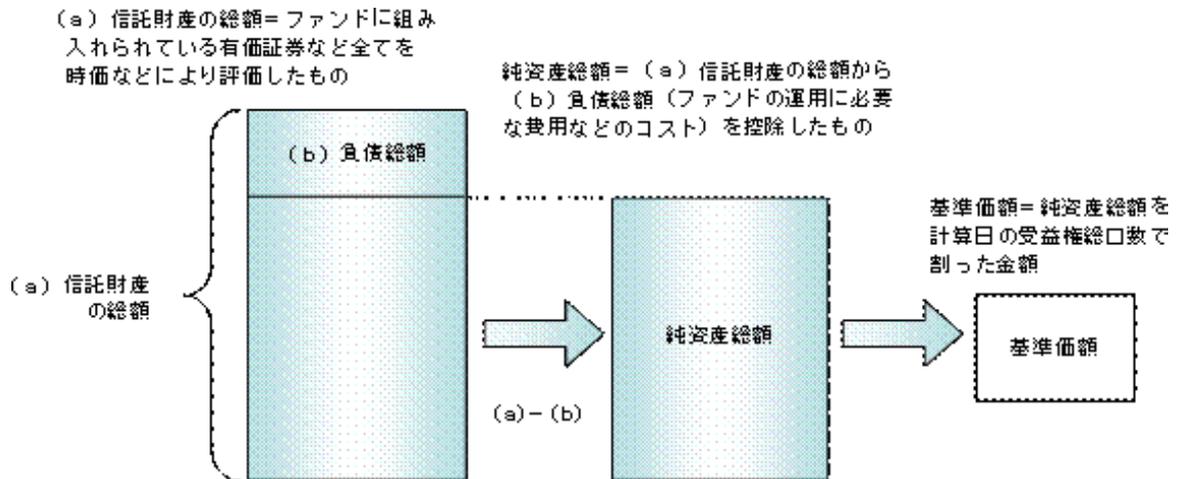
午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

- (6) 手取額  
1 口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
- (7) 解約単位  
1 口単位  
販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (8) 解約代金の支払い  
原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
- (9) 受付の中止および取消  
・委託会社は、投資対象とする投資信託証券（マザーファンドが投資対象とする投資信託証券を含みます。）からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。  
・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

**第3【管理及び運営】****1【資産管理等の概要】****(1)【資産の評価】****基準価額の算出**

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

**< 基準価額算出の流れ >**



#### 有価証券などの評価基準

- 信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

#### < 主な資産の評価方法 >

##### マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

##### 公社債（国内・外国）

原則として、基準価額計算日<sup>\*</sup>における以下のいずれかの価額で評価します。

- 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
- 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。）、銀行などの提示する価額（売気配相場を除きます。）
- 価格情報会社の提供する価額  
残存期間1年以内の公社債などについては、一部償却原価法により評価することができます。

<sup>\*</sup> 外国公社債については、基準価額計算日に知りうる直近の日とします。

##### 国内上場不動産投信

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。

##### 海外上場不動産投信

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場で評価します。

- 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

#### 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

#### < 委託会社の照会先 >

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

#### (2) 【保管】

該当事項はありません。

#### (3) 【信託期間】

平成29年8月15日までとします（平成19年10月31日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

#### (4) 【計算期間】

毎年2月16日から8月15日までおよび8月16日から翌年2月15日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

#### (5) 【その他】

信託の終了（繰上償還）

1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ) 受益者の解約により純資産総額が10億円を下回ることとなった場合

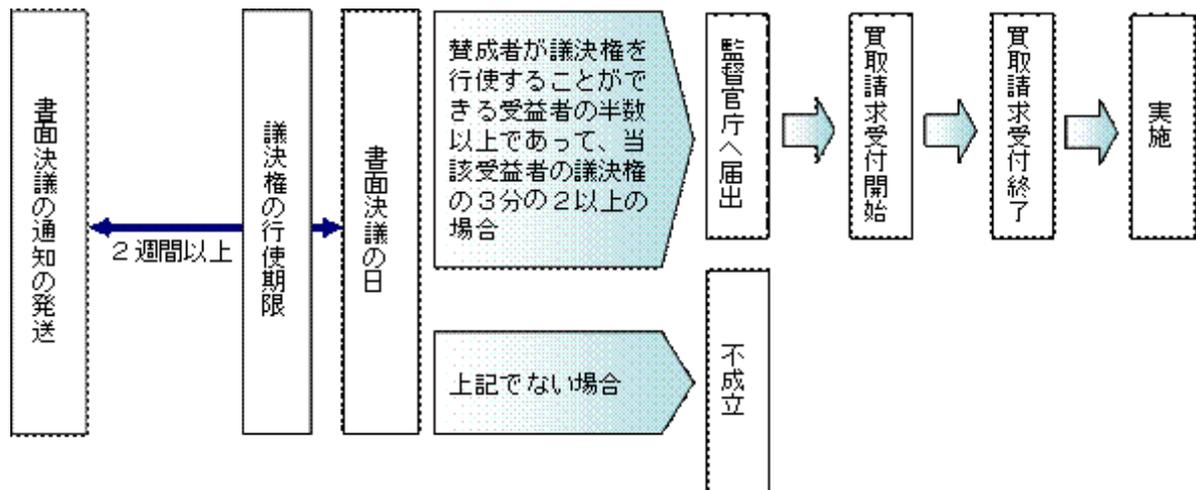
ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

- 八) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、委託会社は書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。(後述の「書面決議」をご覧ください。)
- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
- イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
- ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
- 八) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき(監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。)
- 二) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 償還金について
- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日まで)から受益者に支払います。
  - ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。
- 信託約款の変更など
- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合(以下「併合」といいます。)を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合については、書面決議を行ないます。(後述の「書面決議」をご覧ください。)
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

#### 書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知っている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドの繰上償還、信託約款の重大な変更または併合を行なう場合には、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

## &lt; 書面決議の主な流れ &gt;



## 公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

## 運用報告書の作成

委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、あらかじめ届出を受けた住所に販売会社よりお届けします。

## 関係法人との契約について

- ・販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- ・投資顧問会社との投資顧問契約は、当ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。

## 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

## 2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

## (1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

## (2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

## (3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

#### 第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含みます。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号。その後の改正を含みます。）に基づき作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月であるため、財務諸表は6ヶ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間（平成21年2月17日から平成21年8月17日まで）及び第5期計算期間（平成21年8月18日から平成22年2月15日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

## 1【財務諸表】

日興ストラテジック・アロケーション・ファンド（代替資産）

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第4期 平成21年8月17日現在	第5期 平成22年2月15日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	663,892	633,800
親投資信託受益証券	28,557,629	27,112,649
未収入金	150,000	-
流動資産合計	29,371,521	27,746,449
資産合計	29,371,521	27,746,449
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	338,275	331,256
未払受託者報酬	13,144	7,362
未払委託者報酬	187,549	105,320
その他未払費用	59,550	14,020
流動負債合計	598,518	457,958
負債合計	598,518	457,958
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	56,582,435	55,209,496
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	27,809,432	27,921,005
（分配準備積立金）	479,434	507,566
元本等合計	28,773,003	27,288,491
純資産合計	28,773,003	27,288,491
負債純資産合計	29,371,521	27,746,449

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第4期	第5期
	自 平成21年2月17日 至 平成21年8月17日	自 平成21年8月18日 至 平成22年2月15日
<b>営業収益</b>		
受取利息	176	4
有価証券売買等損益	15,470,137	336,023
営業収益合計	15,470,313	336,019
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	13,144	7,362
委託者報酬	187,549	105,320
その他費用	25,030	14,020
営業費用合計	225,723	126,702
営業利益又は営業損失（ ）	15,244,590	462,721
経常利益又は経常損失（ ）	15,244,590	462,721
当期純利益又は当期純損失（ ）	15,244,590	462,721
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	8,400,875	5,917
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	89,165,527	27,809,432
剰余金増加額又は欠損金減少額	58,318,806	741,397
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	58,318,806	741,397
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,468,151	64,910
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,468,151	64,910
分配金	338,275	331,256
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	27,809,432	27,921,005

## （ 3 ） 【注記表】

## （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

期 別	第4期 自 平成21年2月17日 至 平成21年8月17日	第5期 自 平成21年8月18日 至 平成22年2月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年2月16日から8月15日まで及び、8月16日から翌年2月15日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものいたしますので、当計算期間は平成21年2月17日から平成21年8月17日までとなっております。	当ファンドの計算期間は原則として、毎年2月16日から8月15日まで及び、8月16日から翌年2月15日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものいたしますので、当計算期間は平成21年8月18日から平成22年2月15日までとなっております。

## （貸借対照表に関する注記）

	第4期 平成21年8月17日現在	第5期 平成22年2月15日現在
1. 期首元本額	146,486,712 円	56,582,435 円
期中追加設定元本額	5,875,464 円	132,065 円
期中解約元本額	95,779,741 円	1,505,004 円
2. 計算期間末日における 受益権の総数	56,582,435 口	55,209,496 口
3. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は27,809,432円であります。		貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は27,921,005円であります。

## （損益及び剰余金計算書に関する注記）

	第4期 自 平成21年2月17日 至 平成21年8月17日	第5期 自 平成21年8月18日 至 平成22年2月15日
1. 分配金の計算過程		
A 計算期末における費用控除後の配 当等収益	551,260 円	372,056 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有 価証券売買等損益	0 円	0 円
C 信託約款に定める収益調整金	229,078 円	224,749 円
D 信託約款に定める分配準備積立金	266,449 円	466,766 円
E 分配対象収益（A + B + C + D）	1,046,787 円	1,063,571 円
F 分配対象収益（1口当たり）	0.0185 円	0.0192 円
（1万口当たり）	185 円	192 円
G 分配金額	338,275 円	331,256 円
H 分配金額（1口当たり）	0.0060 円	0.0060 円
（1万口当たり）	60 円	60 円
分配金に加算した外国支払税	1,219 円	
2. その他費用の内訳		
信託事務費用	25,030 円	14,020 円

## （有価証券に関する注記）

第4期（自 平成21年2月17日 至 平成21年8月17日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	28,557,629	6,470,829
合計	28,557,629	6,470,829

第5期（自 平成21年8月18日 至 平成22年2月15日）

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	27,112,649	353,857
合計	27,112,649	353,857

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第4期 平成21年8月17日現在	第5期 平成22年2月15日現在
1口当たり純資産額	0.5085 円	1口当たり純資産額 0.4943 円
(1万口当たり純資産額)	(5,085 円)	(1万口当たり純資産額) (4,943 円)

(4) 【附属明細表】

#### 第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(親投資信託受益証券)

(単位:円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本リートインデックスJ-REITマザーファンド	11,454,562	7,911,665	
	海外リートインデックス(ヘッジなし)マザーファンド	13,290,319	9,171,649	
	海外コモディティインデックス(ヘッジなし)マザーファンド	15,990,650	10,029,335	
合計		40,735,531	27,112,649	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

#### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

#### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「日本リートインデックス」- REITマザーファンド」「海外リートインデックス（ヘッジなし）マザーファンド」「海外コモディティインデックス（ヘッジなし）マザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

1. 「日本リートインデックス」- REITマザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

日本リートインデックス」- REITマザーファンド

（1）貸借対照表

（単位：円）

科目	対象年月日	平成21年8月17日現在	平成22年2月15日現在
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		127,079,109	19,920,312
投資証券		16,907,709,500	16,358,541,400
未収配当金		215,857,630	332,548,523
流動資産合計		17,250,646,239	16,711,010,235
資産合計		17,250,646,239	16,711,010,235
負債の部			
流動負債			
未払金		31,125,100	-
流動負債合計		31,125,100	-
負債合計		31,125,100	-
純資産の部			
元本等			
元本		22,980,988,795	24,192,884,759
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		5,761,467,656	7,481,874,524
元本等合計		17,219,521,139	16,711,010,235
純資産合計		17,219,521,139	16,711,010,235
負債純資産合計		17,250,646,239	16,711,010,235

## ( 2 ) 注記表

## ( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

項目	対象期間 自 平成21年2月17日 至 平成21年8月17日	自 平成21年8月18日 至 平成22年2月15日
有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資証券は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は金融商品取引所等が発表する基準値で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>	<p>投資証券は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券  同左</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券  同左</p>

## （貸借対照表に関する注記）

平成21年8月17日現在			平成22年2月15日現在		
1.	期首	平成21年2月17日	1.	期首	平成21年8月18日
	期首元本額	24,463,864,183 円		期首元本額	22,980,988,795 円
	期首からの追加設定元本額	2,889,543,709 円		期首からの追加設定元本額	3,126,064,646 円
	期首からの解約元本額	4,372,419,097 円		期首からの解約元本額	1,914,168,682 円
	平成21年8月17日現在の元本の内訳			平成22年2月15日現在の元本の内訳	
	J-REITインデックスファン ド（適格機関投資家向け）	165,370,431 円		J-REITインデックス ファンド（適格機関投資家向 け）	159,911,009 円
	世界の財産3分法ファンド（不 動産・債券・株式）毎月分配型	22,327,795,534 円		世界の財産3分法ファンド （不動産・債券・株式）毎月 分配型	23,853,230,809 円
	財産3分法ファンド（不動産・ 債券・株式）資産成長型	334,526 円		財産3分法ファンド（不動産 ・債券・株式）資産成長型	1,894,706 円
	日興ストラテジック・アロー ケーション・ファンド（代替資 産）	11,046,939 円		日興ストラテジック・アロ ケーション・ファンド（代替 資産）	11,454,562 円
	3資産バランスファンド（適格 機関投資家向け）	476,441,365 円		3資産バランスファンド（適 格機関投資家向け）	166,393,673 円
	（合計）	22,980,988,795 円		（合計）	24,192,884,759 円
2.	本報告書における開示対象フ ァンドの計算期間末日にお ける当該親投資信託の受益 権の総数	22,980,988,795 口	2.	本報告書における開示対 象ファンドの計算期間末 日における当該親投資信 託の受益権の総数	24,192,884,759 口
3.	元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は5,761,467,656円であります。		3.	元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は7,481,874,524円であります。	

当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

## （有価証券に関する注記）

対象期間（自 平成21年2月17日 至 平成21年8月17日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	16,907,709,500	1,548,676,004
合計	16,907,709,500	1,548,676,004

対象期間（自 平成21年8月18日 至 平成22年2月15日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	16,358,541,400	318,841,692
合計	16,358,541,400	318,841,692

（注）当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

## （関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

## （1口当たり情報）

平成21年8月17日現在		平成22年2月15日現在	
1口当たり純資産額	0.7493 円	1口当たり純資産額	0.6907 円
（1万口当たり純資産額）	（7,493 円）	（1万口当たり純資産額）	（6,907 円）

## (3) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

## (国内投資証券)

(単位:円)

	銘柄	券面総額	評価額	備考
3226	日本アコモデーションファンド投資法人 投資証券	947	443,196,000	
3227	M I Dリート投資法人 投資証券	1,113	208,131,000	
3229	日本コマース投資法人 投資証券	1,421	183,877,400	
3234	森ヒルズリート投資法人 投資証券	965	253,505,500	
3240	野村不動産レジデンシャル投資法人 投資証券	761	246,564,000	
3249	産業ファンド投資法人 投資証券	479	107,679,200	
8951	日本ビルファンド投資法人 投資証券	3,286	2,500,646,000	
8952	ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	2,966	2,203,738,000	
8953	日本リテールファンド投資法人 投資証券	2,343	952,429,500	
8954	オリックス不動産投資法人 投資証券	1,526	642,446,000	
8955	日本プライムリアルティ投資法人 投資証券	4,291	810,999,000	
8956	プレミア投資法人 投資証券	797	230,412,700	
8957	東急リアル・エステート投資法人 投資証券	1,027	424,664,500	
8958	グローバル・ワン不動産投資法人 投資証券	588	371,028,000	
8959	野村不動産オフィスファンド投資法人 投資証券	1,850	945,350,000	
8960	ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券	1,220	536,190,000	
8961	森トラスト総合リート投資法人 投資証券	1,103	840,486,000	
8962	日本レジデンシャル投資法人 投資証券	1,364	285,076,000	
8963	インヴィンシブル投資法人 投資証券	3,860	61,760,000	
8964	フロンティア不動産投資法人 投資証券	970	607,220,000	
8966	クレッシェンド投資法人 投資証券	800	95,120,000	
8967	日本ロジスティクスファンド投資法人 投資証券	742	476,364,000	
8968	福岡リート投資法人 投資証券	649	325,149,000	
8969	プロスペクト・リート投資法人 投資証券	455	32,305,000	
8970	ジャパン・シングルレジデンス投資法人 投資証券	340	31,144,000	
8972	ケネディクス不動産投資法人 投資証券	1,416	340,689,600	
8973	ジョイント・リート投資法人 投資証券	635	110,680,500	
8974	ラサール ジャパン投資法人 投資証券	731	84,065,000	
8975	F Cレジデンシャル投資法人 投資証券	84	15,372,000	
8976	D Aオフィス投資法人 投資証券	2,400	415,680,000	
8977	阪急リート投資法人 投資証券	518	177,156,000	
8978	アドバンス・レジデンス投資法人 投資証券	461	147,059,000	
8981	ジャパン・ホテル・アンド・リゾート投資法人 投資証券	641	76,599,500	
8982	トップリート投資法人 投資証券	940	362,840,000	
8983	ジャパン・オフィス投資法人 投資証券	997	90,727,000	
8984	ピ・ライフ投資法人 投資証券	299	139,782,500	
8985	日本ホテルファンド投資法人 投資証券	256	35,328,000	
8986	日本賃貸住宅投資法人 投資証券	1,415	183,525,500	
8987	ジャパンエクセレント投資法人 投資証券	937	363,556,000	
	合計	47,593	16,358,541,400	

(注) 投資証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2. 「海外リートインデックス(ヘッジなし)マザーファンド」の状況  
 なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

## 海外リートインデックス（ヘッジなし）マザーファンド

## （１）貸借対照表

（単位：円）

科目	対象年月日	平成21年8月17日現在	平成22年2月15日現在
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		140,292,717	108,442,385
コール・ローン		5,723,232	19,462,456
投資証券		18,311,274,193	16,944,771,508
派生商品評価勘定		-	37,780
未収入金		574,988	430,955
未収配当金		118,752,758	88,486,545
流動資産合計		18,576,617,888	17,161,631,629
資産合計		18,576,617,888	17,161,631,629
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		-	9,920
未払金		37,585,775	11,126,670
未払解約金		150,000	-
流動負債合計		37,735,775	11,136,590
負債合計		37,735,775	11,136,590
純資産の部			
元本等			
元本		28,183,553,336	24,851,494,618
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		9,644,671,223	7,700,999,579
元本等合計		18,538,882,113	17,150,495,039
純資産合計		18,538,882,113	17,150,495,039
負債純資産合計		18,576,617,888	17,161,631,629

## ( 2 ) 注記表

## ( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

項目	対象期間	自 平成21年2月17日 至 平成21年8月17日	自 平成21年8月18日 至 平成22年2月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法		<p>投資証券は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は金融商品取引所等が発表する基準値で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>	<p>投資証券及び新株予約権証券は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券</p> <p style="text-align: right;">同左</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券</p> <p style="text-align: right;">同左</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法		<p>為替予約取引</p> <p>原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>	<p>為替予約取引</p> <p style="text-align: right;">同左</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項		<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。</p>	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p style="text-align: right;">同左</p>

## （貸借対照表に関する注記）

平成21年8月17日現在		平成22年2月15日現在			
1.	期首 期首元本額 期首からの追加設定元本額 期首からの解約元本額	平成21年2月17日 31,882,099,178 円 5,899,060,237 円 9,597,606,079 円	1.	期首 期首元本額 期首からの追加設定元本額 期首からの解約元本額	平成21年8月18日 28,183,553,336 円 1,367,286,885 円 4,699,345,603 円
	平成21年8月17日現在の元本の内訳 世界の財産3分法ファンド （不動産・債券・株式）毎月 分配型 日興ストラテジック・アロ ケーション・ファンド（代替 資産） 海外先進国REITインデッ クスファンド（適格機関投資 家向け） 3資産バランスファンド（適 格機関投資家向け） （合計）	26,358,715,339 円 15,378,756 円 1,287,303,807 円 522,155,434 円 28,183,553,336 円		平成22年2月15日現在の元本の内訳 世界の財産3分法ファンド （不動産・債券・株式）毎月 分配型 日興ストラテジック・アロ ケーション・ファンド（代替 資産） 海外先進国REITインデッ クスファンド（適格機関投資 家向け） 3資産バランスファンド（適 格機関投資家向け） （合計）	23,105,370,237 円 13,290,319 円 1,566,178,131 円 166,655,931 円 24,851,494,618 円
2.	本報告書における開示対象 ファンドの計算期間末日にお ける当該親投資信託の受益権 の総数	28,183,553,336 □	2.	本報告書における開示対象 ファンドの計算期間末日にお ける当該親投資信託の受益権 の総数	24,851,494,618 □
3.	元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、そ の差額は9,644,671,223円であります。		3.	元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、そ の差額は7,700,999,579円であります。	

当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

## （有価証券に関する注記）

対象期間（自 平成21年2月17日 至 平成21年8月17日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	18,311,274,193	2,255,246,329
合計	18,311,274,193	2,255,246,329

対象期間（自 平成21年8月18日 至 平成22年2月15日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	16,944,771,508	2,831,703,046
合計	16,944,771,508	2,831,703,046

（注）当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期  
末日までの期間に対応する金額であります。

## （デリバティブ取引等に関する注記）

## 取引の状況に関する事項

	自 平成21年2月17日 至 平成21年8月17日	自 平成21年8月18日 至 平成22年2月15日
取引の内容	当投資信託が利用することができるデリバティブ取引等は、為替予約取引であります。	同左
取引の利用目的及び取引に対する取組方針	市場動向を勘案し、デリバティブ取引を行う方針であります。また信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。	同左
取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引には、為替等の市場価格が変動することによって発生するリスクがあります。	同左
取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた規定に従って、運用部門が執行し、リスク管理業務担当部門が日常的にこれを監視しております。	同左

## 取引の時価等に関する事項

平成21年8月17日現在  
該当事項はありません。

## （通貨関連）

（単位：円）

区分	種類	平成22年2月15日現在			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	61,748,040	-	61,775,900	27,860
	アメリカドル	40,506,000	-	40,536,000	30,000
	オーストラリアドル	5,603,150	-	5,602,100	1,050
	イギリスポンド	7,053,950	-	7,053,000	950
	ユーロ	8,584,940	-	8,584,800	140
	合計	61,748,040	-	61,775,900	27,860

## （注）時価の算定方法

- 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。  
計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。  
計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっています。  
・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しています。  
・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用います。
- 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しています。

## （関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

## （1口当たり情報）

平成21年8月17日現在		平成22年2月15日現在	
1口当たり純資産額	0.6578 円	1口当たり純資産額	0.6901 円
（1万口当たり純資産額）	（6,578 円）	（1万口当たり純資産額）	（6,901 円）

## （3）附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

## (外国投資証券)

外国投資証券（アメリカドル）

（単位：アメリカドル）

銘柄	券面総額	評価額	備考
00163T10	AMB PROPERTY CORPORATION	72,635	1,643,730.05
00423910	ACADIA REALTY TRUST	20,396	320,421.16
00849210	AGREE REALTY CORPORATION	3,599	75,579.00
01475210	ALEXANDER'S INC	1,053	309,034.44
01527110	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUITIES INC	22,154	1,293,350.52
02483510	AMERICAN CAMPUS COMMUNITIES INC	26,738	694,385.86
03748R10	APARTMENT INVT&MGMT CO -A	57,841	917,936.67
04410310	ASHFORD HOSPITALITY TRUST	30,108	165,594.00
04560410	ASSOCIATED ESTATES REALTY CORPORATION	9,302	107,531.12
05348410	AVALONBAY COMMUNITIES INC	40,761	3,077,047.89
05564E10	BRE PROPERTIES-CL A	26,864	868,244.48
09063H10	BIOMED REALTY TRUST INC	49,570	737,105.90
10112110	BOSTON PROPERTIES INC	69,215	4,388,231.00
10536820	BRANDYWINE REALTY TRUST	62,922	671,377.74
12483010	CBL&ASSOCIATES PROPERTIES	69,701	684,463.82
13313110	CAMDEN PROPERTY TRUST	31,978	1,196,616.76
14028810	CAPLEASE INC	27,759	131,300.07
15060220	CEDAR SHOPPING CENTERS INC	27,058	176,688.74
19238U10	COGDELL SPENCER INC	19,128	126,818.64
19587210	COLONIAL PROPERTIES TRUST	32,078	351,574.88
20221810	NATIONAL RETAIL PROPERTIES INC	40,660	805,068.00
22002T10	CORPORATE OFFICE PROPERTIES TRUST	29,102	1,024,972.44
22279510	COUSINS PROPERTIES INC	49,907	350,347.14
23315310	DCT INDUSTRIAL TRUST INC	105,629	493,287.43
25159110	DEVELOPERS DIVERSIFIED REALTY CORPORATION	85,398	789,931.50
25278430	DIAMONDROCK HOSPITALITY CO	62,904	535,313.04
25386810	DIGITAL REALTY TRUST INC	37,682	1,795,924.12
25960P10	DOUGLAS EMMETT INC	61,767	821,501.10
26441150	DUKE REALTY CORPORATION	111,742	1,192,287.14
26613Q10	DUPONT FABROS TECHNOLOGY INC	20,647	366,277.78
27727610	EASTGROUP PROPERTIES INC	12,686	433,353.76
28140H10	EDUCATION REALTY TRUST INC	26,780	136,845.80
29380T10	ENTERTAINMENT PROPERTIES TRUST	20,715	726,889.35
29472R10	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES INC	15,308	724,833.80
29475210	EQUITY ONE INC	15,585	273,205.05
29476L10	EQUITY RESIDENTIAL-REIT	137,731	4,572,669.20
29717810	ESSEX PROPERTY TRUST INC	14,398	1,154,863.58
30225T10	EXTRA SPACE STORAGE INC	42,625	484,220.00
31374720	FEDERAL REALTY INVESTMENT TRUST-REIT	30,680	1,977,632.80
31430F10	FELCOR LODGING TRUST INC	34,060	135,558.80
32054K10	FIRST INDUSTRIAL REALTY TRUST INC	26,941	128,508.57
33610F10	FIRST POTOMAC REALTY TRUST	14,376	187,175.52
33740010	WINTHROP REALTY TRUST	7,386	86,342.34
35471R10	FRANKLIN STREET PROPERTIES CORP	34,000	425,000.00
37429710	GETTY REALTY CORPORATION	9,303	199,735.41
37653610	GLADSTONE COMMERCIAL CORPORATION	4,781	66,934.00
37930210	GLIMCHER REALTY TRUST	35,782	122,732.26
40426W10	HRPT PROPERTIES TRUST	109,635	718,109.25
42191510	HCP INC	146,049	4,022,189.46
42194610	HEALTHCARE REALTY TRUST INC	28,972	586,972.72
42217K10	HEALTH CARE REIT INC	60,729	2,475,314.04

42782510	HERSHA HOSPITALITY TRUST	48,431	188,396.59	
43128410	HIGHWOODS PROPERTIES INC	35,547	1,003,847.28	
43730610	HOME PROPERTIES INC	16,803	753,110.46	
44106M10	HOSPITALITY PROPERTIES TRUST	61,174	1,374,579.78	
44107P10	HOST HOTELS & RESORTS INC	315,068	3,550,816.36	
45746110	INLAND REAL ESTATE CORPORATION	33,780	274,293.60	
46173010	INVESTORS REAL ESTATE TRUST	37,379	319,590.45	
49427F10	KILROY REALTY CORPORATION	21,099	567,563.10	
49446R10	KIMCO REALTY CORPORATION	200,915	2,575,730.30	
49803T10	KITE REALTY GROUP TRUST	32,849	116,613.95	
50217510	LTC PROPERTIES INC	11,939	307,906.81	
51794210	LASALLE HOTEL PROPERTIES	31,435	637,501.80	
52904310	LEXINGTON REALTY TRUST	52,464	293,273.76	
53117210	LIBERTY PROPERTY TRUST	56,123	1,656,189.73	
55438210	THE MACERICH COMPANY	48,657	1,501,068.45	
55448910	MACK-CALI REALTY CORPORATION	39,181	1,226,365.30	
58463J30	MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	39,523	394,044.31	
59522J10	MID AMERICA APARTMENT COMMUNITIES	14,454	671,821.92	
60520310	MISSION WEST PROPERTIES INC	7,542	51,587.28	
60972010	MONMOUTH REAL ESTATE INVESTMENT CORPORATION	12,522	89,532.30	
63633D10	NATIONAL HEALTH INVESTORS INC	13,963	494,010.94	
63862010	NATIONWIDE HEALTH PROPERTIES INC	55,476	1,819,058.04	
68193610	OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	42,017	767,230.42	
69360J10	PS BUSINESS PARKS INC	8,778	411,951.54	
70159Q10	PARKWAY PROPERTIES INC	11,289	186,042.72	
70910210	PENNSYLVANIA REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	20,846	176,982.54	
73746410	POST PROPERTIES INC	23,627	417,016.55	
74341010	PROLOGIS	236,239	2,804,156.93	
74460D10	PUBLIC STORAGE	67,523	5,168,885.65	
75145220	RAMCO-GERSHENSON PROPERTIES TRUST	16,521	157,114.71	
75610910	REALTY INCOME CORP	51,557	1,391,523.43	
75884910	REGENCY CENTERS CORPORATION	39,936	1,301,913.60	
78440X10	SL GREEN REALTY CORP	38,791	1,782,834.36	
80439510	SAUL CENTERS INC	6,228	207,392.40	
81721M10	SENIOR HOUSING PROPERTIES TRUST	63,210	1,286,955.60	
82880610	SIMON PROPERTY GROUP INC-REIT	142,409	10,253,448.00	
84610H10	SOVRAN SELF STORAGE INC	14,079	461,791.20	
86272T10	STRATEGIC HOTELS & RESORTS INC	36,314	79,527.66	
86667410	SUN COMMUNITIES INC	9,140	165,708.20	
86789210	SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	49,891	426,568.05	
87546510	TANGER FACTORY OUTLET CENTERS INC	19,551	767,572.26	
87666410	TAUBMAN CENTERS INC	15,222	525,920.10	
91019710	UDR INC	75,333	1,141,294.95	
91274F10	U-STORE-IT TRUST	37,282	248,670.94	
91359E10	UNIVERSAL HEALTH REALTY INCOME TRUST	5,664	187,591.68	
91728620	URSTADT BIDDLE PROPERTIES- CL A	11,205	168,523.20	
92276F10	VENTAS INC	78,101	3,270,869.88	
92904210	VORNADO REALTY TRUST	78,178	4,901,760.60	
93965310	WASHINGTON REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	29,550	762,094.50	
94874110	WEINGARTEN REALTY INVESTORS	52,271	979,035.83	
アメリカドル 計		4,601,896	106,018,308.15	
(邦貨換算額)			(9,551,189,381)	

## 外国投資証券(カナダドル)

(単位:カナダドル)

銘柄	券面総額	評価額	備考
AP-U	ALLIED PROPERTIES REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	8,823	168,342.84
AX-U	ARTIS REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	10,141	117,128.55
BEI-U	BOARDWALK EQUITIES INC	13,060	484,526.00
BRE-U	PRIMARIS RETAIL REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	14,677	234,832.00

CAR-U	CANADIAN APARTMENT PROPERTIES REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	17,035	244,622.60	
CRR-U	CROMBIE REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	7,668	84,348.00	
CSH-U	CHARTWELL SENIORS HOUSING REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	32,323	240,806.35	
CUF-U	COMINAR REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	12,796	235,062.52	
CWT-U	CALLOWAY REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	20,204	395,796.36	
D-U	DUNDEE REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	7,033	173,363.45	
EXE-U	EXTENDICARE REIT	18,178	170,873.20	
HR-U	H&R REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	36,516	582,430.20	
INN-U	INNVEST REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	24,355	139,797.70	
MRT-U	MORGUARD REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	15,131	199,275.27	
NPR-U	NORTHERN PROPERTY REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	6,298	140,634.34	
REF-U	CANADIAN REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	15,527	423,110.75	
REI-U	RIOCAN REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	58,431	1,035,981.63	
カナダドル 計		318,196	5,070,931.76	
(邦貨換算額)			(434,680,270)	

## 外国投資証券(オーストラリアドル)

(単位:オーストラリアドル)

銘柄		券面総額	評価額	備考
ABP	ABACUS PROPERTY GROUP	711,406	277,448.34	
APZ	ASPEN GROUP	333,407	150,033.15	
BJT	ASTRO JAPAN PROPERTY GROUP	291,395	104,902.20	
BWP	BUNNINGS WAREHOUSE PROPERTY TRUST	161,643	287,724.54	
CDI	CHALLENGER DIVERSIFIED PROPERTY GROUP	306,465	156,297.15	
CHC	CHARTER HALL GROUP	368,699	278,367.74	
CMW	CROMWELL GROUP	340,920	231,825.60	
CPA	COMMONWEALTH PROPERTY OFFICE	1,005,043	924,639.56	
DRT	DEXUS PROPERTY GROUP	2,346,548	1,947,634.84	
GAN	CFS RETAIL PROPERTY TRUST	1,014,570	1,932,755.85	
GPT	GPT GROUP	4,287,186	2,486,567.88	
IIF	ING INDUSTRIAL FUND	1,244,216	547,455.04	
IOF	ING OFFICE FUND	1,455,563	829,670.91	
MCW	MACQUARIE COUNTRYWIDE TRUST	659,601	382,568.58	
MGQ	GOODMAN GROUP	2,957,257	1,744,781.63	
MGR	MIRVAC GROUP	1,524,714	2,248,953.15	
MLE	ARDENT LEISURE GROUP	170,488	277,895.44	
MOF	MACQUARIE OFFICE TRUST	2,071,440	580,003.20	
SGP	STOCKLAND	1,193,837	4,703,717.78	
WDC	WESTFIELD GROUP	1,055,322	12,811,609.08	
オーストラリアドル 計		23,499,720	32,904,851.66	
(邦貨換算額)			(2,634,033,375)	

## 外国投資証券(イギリスポンド)

(単位:イギリスポンド)

銘柄		券面総額	評価額	備考
BLND	BRITISH LAND COMPANY PLC	431,929	1,919,492.47	
BYG	BIG YELLOW GROUP PLC	54,756	185,075.28	
DLN	DERWENT LONDON PLC	44,910	571,255.20	
GPOR	GREAT PORTLAND ESTATES PLC	152,672	426,870.91	
HMSO	HAMMERSON PLC	352,505	1,358,201.76	
LAND	LAND SECURITIES GROUP PLC	377,760	2,376,110.40	
LII	LIBERTY INTERNATIONAL PLC	218,520	990,988.20	
PHP	PRIMARY HEALTH PROPERTIES PLC	28,862	85,431.52	
SHB	SHAFTESBURY PLC	111,093	419,487.16	
SLOU	SEGRO PLC	369,580	1,119,457.82	
WKP	WORKSPACE GROUP PLC	370,354	77,774.34	
イギリスポンド 計		2,512,941	9,530,145.06	
(邦貨換算額)			(1,344,417,564)	

## 外国投資証券(香港ドル)

(単位:香港ドル)

銘柄		券面総額	評価額	備考
1881HK	REGAL REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	485,000	839,050.00	
2778	CHAMPION REIT	980,000	3,430,000.00	
435HK	SUNLIGHT REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	522,000	1,033,560.00	
625HK	RREEF CHINA COMMERCIAL TRUST	201,000	822,090.00	
FRT	FORTUNE REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	506,000	1,518,000.00	
GZIE	GZI REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	362,000	1,082,380.00	
LINK	LINK REIT	1,081,000	20,539,000.00	
PRE	PROSPERITY REIT	417,000	558,780.00	
香港ドル 計		4,554,000	29,822,860.00	
(邦貨換算額)			(345,945,176)	

## 外国投資証券(シンガポールドル)

(単位:シンガポールドル)

銘柄		券面総額	評価額	備考
AREIT	ASCENDAS REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	743,000	1,411,700.00	
ART	ASCOTT RESIDENCE TRUST	207,000	240,120.00	
CCT	CAPITACOMMERCIAL TRUST	1,019,600	1,070,580.00	
CDREIT	CDL HOSPITALITY TRUSTS	233,000	396,100.00	
CRCT	CAPITARETAIL CHINA TRUST	172,000	201,240.00	
CREIT	CAMBRIDGE INDUSTRIAL TRUST	366,000	162,870.00	
CT	CAPITAMALL TRUST	1,285,200	2,287,656.00	
FCT	FRASERS CENTREPOINT TRUST	183,000	243,390.00	
KREIT	K-REIT ASIA	170,000	181,900.00	
LMRT	LIPPO-MAPLETREE INDONESIA RETAIL TRUST	318,000	155,820.00	
MLT	MAPLETREE LOGISTICS TRUST	548,000	427,440.00	
PREIT	PARKWAY LIFE REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	206,000	265,740.00	
PRM	STARHILL GLOBAL REIT	749,000	408,205.00	
SUN	SUNTEC REIT	829,000	1,069,410.00	
SZREIT	SAIZEN REIT	256,000	40,960.00	
シンガポールドル 計		7,284,800	8,563,131.00	
(邦貨換算額)			(546,584,652)	

## 外国投資証券(ニュージーランドドル)

(単位:ニュージーランドドル)

銘柄		券面総額	評価額	備考
APT	AMP NZ OFFICE TRUST	413,648	306,099.52	
ING	ING PROPERTY TRUST	249,423	187,067.25	
KIP	KIWI INCOME PROPERTY TRUST	435,007	439,357.07	
MGP	GOODMAN PROPERTY TRUST	335,840	345,915.20	
ニュージーランドドル 計		1,433,918	1,278,439.04	
(邦貨換算額)			(80,132,559)	

## 外国投資証券(ユーロ)

(単位:ユーロ)

銘柄		券面総額	評価額	備考
AOX	ALSTRIA OFFICE REIT-AG	10,428	84,769.21	
BEFB	BEFIMMO S.C.A.	6,685	395,217.20	
COFIT	COFINIMMO	6,266	616,699.72	
CORA	CORIO NV	38,403	1,658,625.57	
DREG	FONCIERE DES REGIONS	13,706	927,622.08	
EIFF	SOCIETE DE LA TOUR EIFFEL	2,944	144,256.00	
EMGP	ICADE	9,509	665,630.00	
EUPRO	EUROBANK PROPERTIES REAL ESTATE INVESTMENT CO	6,947	51,407.80	
GFC	GECINA SA	11,671	853,266.81	
IGD	IMMOBILIARE GRANDE DISTRIBUZIONE	76,269	110,208.70	
INTO	INTERVEST OFFICES	2,748	61,390.32	
LI	KLEPIERRE	43,330	1,133,729.45	
MERY	MERCIALYS	23,020	568,248.70	
NSI	NIEUWE STEEN INVESTMENTS NV	15,431	222,206.40	
SCHIP	EUROCOMMERCIAL	17,414	489,420.47	
SIL	SILIC	4,908	402,210.60	

UL	UNIBAIL-RODAMCO SE	45,628	6,625,185.60	
VASTN	VASTNED RETAIL NV	9,162	416,871.00	
VWN	VASTNED OFFICES/INDUSTRIAL NV	9,249	117,924.75	
WDP	WAREHOUSES DE PAUW SCA	3,853	122,294.22	
WEHA	WERELDHAVE NV	10,894	702,880.88	
ユーロ計		368,465	16,370,065.48	
(邦貨換算額)			(2,007,788,531)	

(単位:円)

総合計		(16,944,771,508)	16,944,771,508	
-----	--	------------------	----------------	--

(注1) 総合計の( )内の金額は外国投資証券の邦貨換算額合計であります。

(注2) 投資証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

## 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券時価比率(%)	合計額に対する比率(%)
アメリカドル	投資証券 101銘柄	100.0	56.5
カナダドル	投資証券 17銘柄	100.0	2.6
オーストラリアドル	投資証券 20銘柄	100.0	15.5
イギリスポンド	投資証券 11銘柄	100.0	7.9
香港ドル	投資証券 8銘柄	100.0	2.0
シンガポールドル	投資証券 15銘柄	100.0	3.2
ニュージーランドドル	投資証券 4銘柄	100.0	0.5
ユーロ	投資証券 21銘柄	100.0	11.8

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

3. 「海外コモディティインデックス（ヘッジなし）マザーファンド」の状況  
 なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

海外コモディティインデックス（ヘッジなし）マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

科目	対象年月日	平成21年8月17日現在	平成22年2月15日現在
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		6,521	5,920
コール・ローン		286,628	53,810
社債券		9,866,875	9,968,999
派生商品評価勘定		4,278	73
流動資産合計		10,164,302	10,028,802
資産合計		10,164,302	10,028,802
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		1,034	-
流動負債合計		1,034	-
負債合計		1,034	-
純資産の部			
元本等			
元本		15,767,939	15,990,650
剰余金			
剰余金又は欠損金( )		5,604,671	5,961,848
元本等合計		10,163,268	10,028,802
純資産合計		10,163,268	10,028,802
負債純資産合計		10,164,302	10,028,802

## ( 2 ) 注記表

## ( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

項目	対象期間	自 平成21年2月17日 至 平成21年8月17日	自 平成21年8月18日 至 平成22年2月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法		<p>社債券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は金融商品取引所等が発表する基準値で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>	<p>社債券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券</p> <p style="text-align: right;">同左</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券</p> <p style="text-align: right;">同左</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法		<p>為替予約取引</p> <p>原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>	<p>為替予約取引</p> <p style="text-align: right;">同左</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項		<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。</p>	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p style="text-align: right;">同左</p>

## （貸借対照表に関する注記）

平成21年8月17日現在			平成22年2月15日現在		
1.	期首	平成21年2月17日	1.	期首	平成21年8月18日
	期首元本額	74,677,099 円		期首元本額	15,767,939 円
	期首からの追加設定元本額	4,283,675 円		期首からの追加設定元本額	1,606,516 円
	期首からの解約元本額	63,192,835 円		期首からの解約元本額	1,383,805 円
	平成21年8月17日現在の元本の内訳			平成22年2月15日現在の元本の内訳	
	日興ストラテジック・アロケーション・ファンド（代替資産）	15,767,939 円		日興ストラテジック・アロケーション・ファンド（代替資産）	15,990,650 円
	（合計）	15,767,939 円		（合計）	15,990,650 円
2.	本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	15,767,939 口	2.	本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	15,990,650 口
3.	元本の欠損		3.	元本の欠損	
	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は5,604,671円であります。			貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は5,961,848円であります。	

当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

## （有価証券に関する注記）

対象期間（自 平成21年2月17日 至 平成21年8月17日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
社債券	9,866,875	84,856
合計	9,866,875	84,856

対象期間（自 平成21年8月18日 至 平成22年2月15日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
社債券	9,968,999	165,766
合計	9,968,999	165,766

（注）当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

## （デリバティブ取引等に関する注記）

## 取引の状況に関する事項

	自 平成21年2月17日 至 平成21年8月17日	自 平成21年8月18日 至 平成22年2月15日
取引の内容	当投資信託が利用することができるデリバティブ取引等は、内外の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨先物取引、通貨オプション取引、金利先物取引、金利オプション取引、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、および為替予約取引であります。	同左
取引の利用目的及び取引に対する取組方針	市場動向を勘案し、デリバティブ取引を行う方針であります。また信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。	同左
取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引には、有価証券、為替、金利等の市場価格が変動することによって発生するリスクがあります。	同左
取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた規定に従って、運用部門が執行し、リスク管理業務担当部門が日常的にこれを監視しております。	同左

## 取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

(単位：円)

区分	種類	平成21年8月17日現在			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	280,421	-	283,665	3,244
	アメリカドル	280,421	-	283,665	3,244
合計		280,421	-	283,665	3,244

(単位：円)

区分	種類	平成22年2月15日現在			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	44,952	-	45,025	73
	アメリカドル	44,952	-	45,025	73
合計		44,952	-	45,025	73

(注) 時価の算定方法

- 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。  
 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。  
 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっています。
  - 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しています。
  - 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用います。
- 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しています。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

平成21年8月17日現在		平成22年2月15日現在	
1口当たり純資産額	0.6446 円	1口当たり純資産額	0.6272 円
(1万口当たり純資産額)	(6,446 円)	(1万口当たり純資産額)	(6,272 円)

## ( 3 ) 附属明細表

## 第 1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

## ( 外貨建債券 )

外貨建債券（アメリカドル）

（単位：アメリカドル）

種 類	銘 柄		券面総額	評価額	備 考
社債券	536F00	IPATH Dow Jones-UBS Commodity Index Total Return ETN 0% 20360612	140,000.00	110,656.00	
社債券 計			140,000.00	110,656.00	
アメリカドル 計			140,000.00	110,656.00	
( 邦貨換算額 )			(12,612,600)	(9,968,999)	

（単位：円）

総合計		(12,612,600)	(9,968,999)	
		12,612,600	9,968,999	

(注) 総合計の( )内の金額は外貨建債券の邦貨換算額合計であります。

## 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率(%)	合計額に対する比率(%)
アメリカドル	社債券 1銘柄	100.0	100.0

## 第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

## 2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は平成22年2月26日現在です。

## 【純資産額計算書】

資産総額	27,807,959	円
負債総額	20,304	円
純資産総額( - )	27,787,655	円
発行済数量	55,106,271	口
1単位当たり純資産額( / )	0.5043	円

## (参考) 日本リートインデックスJ - REITマザーファンド

## 純資産額計算書

資産総額	17,254,818,648	円
負債総額	69,185,158	円
純資産総額( - )	17,185,633,490	円
発行済数量	24,046,522,717	口
1単位当たり純資産額( / )	0.7147	円

## (参考) 海外リートインデックス(ヘッジなし)マザーファンド

## 純資産額計算書

資産総額	17,680,265,218	円
負債総額	19,649,036	円
純資産総額( - )	17,660,616,182	円
発行済数量	24,841,564,411	口
1単位当たり純資産額( / )	0.7109	円

## (参考) 海外コモディティインデックス(ヘッジなし)マザーファンド

## 純資産額計算書

資産総額	9,998,455	円
負債総額	0	円
純資産総額( - )	9,998,455	円
発行済数量	15,928,518	口
1単位当たり純資産額( / )	0.6277	円

## 第5【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1計算期間(2007年10月31日～2008年2月15日)	56,118,285	3,864,049
第2計算期間(2008年2月16日～2008年8月15日)	92,877,537	19,000,076
第3計算期間(2008年8月16日～2009年2月16日)	54,141,001	33,785,986
第4計算期間(2009年2月17日～2009年8月17日)	5,875,464	95,779,741
第5計算期間(2009年8月18日～2010年2月15日)	132,065	1,505,004

(注) 第1計算期間の設定数量には、当初設定数量を含みます。

## 第四部【特別情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額

平成22年3月末現在	資本金	17,363,045,900円
	発行可能株式総数	220,000,000株
	発行済株式総数	197,012,500株

##### 過去5年間における主な資本金の増減

年月日	変更後（変更前）
平成18年7月6日	16,223,228,400円（16,174,272,500円）
平成19年4月13日	16,287,728,400円（16,223,228,400円）
平成20年6月23日	16,403,045,900円（16,287,728,400円）
平成21年10月1日	17,363,045,900円（16,403,045,900円）

##### (2) 会社の意思決定機構

###### ・株主総会

取締役・監査役などの選任、定款変更などに係る決議などを行いません。

毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年4月1日から3ヵ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

###### ・取締役会

当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行について監督します。

10名以内の取締役で構成され、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までを任期とします。

取締役会はその決議をもって、代表取締役若干名を選任します。また、取締役中より取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができます。

###### ・監査役会

5名以内の監査役で構成され、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までを任期とします。監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定します。

（平成22年3月末現在）

##### (3) 運用の意思決定プロセス

1. 投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
2. 各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
3. 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
4. トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
5. 運用に関するリスク・パフォーマンスの評価と分析および法令など遵守状況のモニタリングとリスクの管理については、運用部門から独立したリスク管理業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
- ・委託会社の運用する、平成22年3月末現在の投資信託などは次の通りです。

種 類	ファンド本数	純資産額 (単位：億円)
投資信託総合計	378	68,100
株式投資信託	301	55,065
単位型	41	999
追加型	260	54,066
公社債投資信託	77	13,035
単位型	60	918
追加型	17	12,116
投資法人合計	1	38

### 3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、第49期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて、第50期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定により、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第49期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び第50期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

## (1) 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第49期 (平成20年3月31日)		第50期 (平成21年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		35,432		27,759
有価証券		337		
前払費用		407		393
未収入金		7		3,869
未収委託者報酬		10,138		5,506
未収収益	3	712	3	582
立替金		190		222
繰延税金資産		1,901		862
その他	2	30	2	30
流動資産合計		49,158		39,226
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	843	1	313
器具備品	1	548	1	346
有形固定資産合計		1,391		660
無形固定資産				
ソフトウェア		109		73
電話加入権等		21		21
無形固定資産合計		131		94
投資その他の資産				
投資有価証券		4,274		1,243
関係会社株式		8,154		7,719
関係会社長期貸付金		60		60
長期差入保証金		1,062		1,037
繰延税金資産		661		1,218
その他		2		0
子会社投資損失引当金		576		576
投資その他の資産合計		13,639		10,702
固定資産合計		15,162		11,458
資産合計		64,321		50,684

(単位:百万円)

	第49期 (平成20年3月31日)	第50期 (平成21年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
預り金	150	181
未払金	5,073	2,811
未払収益分配金	7	7
未払償還金	353	187
未払手数料	4,378	2,391
その他未払金	333	225
未払費用	3 6,697	3 3,701
未払法人税等	5,651	
未払消費税等	424	
賞与引当金	2,855	1,821
役員賞与引当金	320	191
その他	212	16
<b>流動負債合計</b>	<b>21,384</b>	<b>8,723</b>
<b>固定負債</b>		
退職給付引当金	624	612
その他	102	102
<b>固定負債合計</b>	<b>727</b>	<b>714</b>
<b>負債合計</b>	<b>22,112</b>	<b>9,438</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	16,287	16,403
資本剰余金		
資本準備金	4,157	4,272
その他資本剰余金	4	4
<b>資本剰余金合計</b>	<b>4,161</b>	<b>4,277</b>
<b>利益剰余金</b>		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	21,660	20,593
<b>利益剰余金合計</b>	<b>21,660</b>	<b>20,593</b>
<b>株主資本合計</b>	<b>42,109</b>	<b>41,273</b>
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	99	26
<b>評価・換算差額等合計</b>	<b>99</b>	<b>26</b>
<b>純資産合計</b>	<b>42,208</b>	<b>41,246</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>64,321</b>	<b>50,684</b>

## (2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第49期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第50期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	87,292	56,567
その他営業収益	3,894	2,962
営業収益計	91,186	59,529
営業費用		
支払手数料	36,598	27,877
広告宣伝費	4,770	1,298
公告費	42	17
受益証券発行費	13	
調査費	17,679	12,861
調査費	868	854
委託調査費	16,792	11,990
図書費	19	15
委託計算費	554	491
営業雑経費	1,002	714
通信費	237	190
印刷費	430	340
協会費	44	49
諸会費	9	7
その他	280	126
営業費用計	60,661	43,260
一般管理費		
給料	8,005	7,124
役員報酬	220	228
役員賞与引当金繰入額	320	191
給料・手当	4,578	4,879
賞与	31	4
賞与引当金繰入額	2,855	1,821
交際費	100	79
寄付金	19	33
旅費交通費	446	264
租税公課	341	255
不動産賃借料	1,164	921
退職給付費用	327	336
退職金	231	14
固定資産減価償却費	446	801
諸経費	3,806	2,992
一般管理費計	14,890	12,824
営業利益	15,634	3,444

(単位：百万円)

	第49期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)		第50期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	
営業外収益				
受取利息		1		2
受取配当金		63	1	710
有価証券売却益				160
有価証券償還益				73
時効成立分配金・償還金		689		106
その他		71		122
営業外収益計		826		1,176
営業外費用				
支払利息		16		15
有価証券売却損				51
有価証券償還損				200
時効成立後支払分配金・償還金		90		129
弁護士報酬等		31		37
その他		12		2
営業外費用計		150		438
経常利益		16,310		4,182
特別利益				
投資有価証券売却益		560		38
特別利益計		560		38
特別損失				
投資有価証券売却損		390		226
投資有価証券評価損				569
関係会社株式評価損		2,618		454
固定資産処分損		46		0
移転費用		110		
割増退職金				433
その他		7		
特別損失計		3,172		1,685
税引前当期純利益		13,697		2,535
法人税、住民税及び事業税		7,266		273
法人税等調整額		1,581		568
法人税等合計		5,685		842
当期純利益		8,012		1,693

## (3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	第49期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第50期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	16,223	16,287
当期変動額		
新株の発行	64	115
当期変動額合計	64	115
当期末残高	16,287	16,403
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	4,092	4,157
当期変動額		
新株の発行	64	115
当期変動額合計	64	115
当期末残高	4,157	4,272
その他資本剰余金		
前期末残高	4	4
当期変動額		
当期変動額合計		
当期末残高	4	4
資本剰余金合計		
前期末残高	4,097	4,161
当期変動額		
新株の発行	64	115
当期変動額合計	64	115
当期末残高	4,161	4,277
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	20,616	21,660
当期変動額		
剰余金の配当	6,969	2,760
当期純利益	8,012	1,693
当期変動額合計	1,043	1,067
当期末残高	21,660	20,593
利益剰余金合計		
前期末残高	20,616	21,660
当期変動額		
剰余金の配当	6,969	2,760
当期純利益	8,012	1,693
当期変動額合計	1,043	1,067
当期末残高	21,660	20,593

(単位:百万円)

	第49期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第50期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
<b>株主資本合計</b>		
前期末残高	40,937	42,109
当期変動額		
新株の発行	129	230
剰余金の配当	6,969	2,760
当期純利益	8,012	1,693
当期変動額合計	1,172	836
当期末残高	42,109	41,273
<b>評価・換算差額等</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
前期末残高	682	99
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	582	126
当期変動額合計	582	126
当期末残高	99	26
<b>評価・換算差額等合計</b>		
前期末残高	682	99
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	582	126
当期変動額合計	582	126
当期末残高	99	26
<b>純資産合計</b>		
前期末残高	41,619	42,208
当期変動額		
新株の発行	129	230
剰余金の配当	6,969	2,760
当期純利益	8,012	1,693
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	582	126
当期変動額合計	589	962
当期末残高	42,208	41,246

## 重要な会計方針

	第49期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第50期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時 価法(評価差額は、全部純資産直入 法により処理し、売却原価は、総平 均法により算定) 時価のないもの 総平均法による原価法	(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左  時価のないもの 同左
2 固定資産の減価償却の方 法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りで あります。 建物 4年 器具備品 4年～20年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。た だし、ソフトウェア(自社利用分)に ついては、社内における利用可能期 間(5年)に基づく定額法によってお ります。	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りで あります。 建物 4年 器具備品 4年～20年 (2) 無形固定資産 同左
3 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充て るため、支払見込額に基づき当事業 年度の負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てる ため、支払見込額に基づき当事業年 度の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当 事業年度末における退職給付債務及 び年金資産の見込額に基づき計上し ております。 数理計算上の差異は、各事業年度の 発生時における従業員の平均残存勤 務期間以内の一定の年数(10年)按分 した額をそれぞれ発生の翌事業年度 から費用処理することとしておりま す。	(1) 賞与引当金 同左  (2) 役員賞与引当金 同左  (3) 退職給付引当金 同左

	第49期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第50期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
4 リース取引の処理方法	(4) 子会社投資損失引当金 子会社株式の実質価額の低下による損失に備えて、純資産価額等を勘案して必要と認められる額を計上しております。 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	(4) 子会社投資損失引当金 同左
5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。	消費税等の会計処理 同左

## 会計方針の変更

第49期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第50期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(固定資産の減価償却の方法) 法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号))に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得したのものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。これにより、従来の方法によった場合に比べて、営業利益、経常利益、税引前当期純利益が63百万円、当期純利益が37百万円それぞれ減少しております。	

## 表示方法の変更

第49期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第50期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)の別紙様式に基づき、前事業年度において「現金」及び「預金」として掲記されていたものは、当事業年度より「現金・預金」と表示しております。	



## (株主資本等変動計算書関係)

第49期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

## 1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	183,402,500	645,000		184,047,500

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加645,000株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

## 2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

## 3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年 度末残高 (百万円)
			前事業 年度末	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
提出 会社	平成16年度 ストックオプション(1)	普通株式	6,000,000	-	-	6,000,000	-
	平成16年度 ストックオプション(2)	普通株式	6,000,000	-	-	6,000,000	-
	平成16年度 ストックオプション(3)	普通株式	6,520,000	-	520,000	6,000,000	-
	平成17年度 ストックオプション	普通株式	3,450,000	-	310,000	3,140,000	-
	平成18年度 ストックオプション	普通株式	1,550,000	-	80,000	1,470,000	-
	平成19年度 ストックオプション(1)	普通株式	-	4,250,000	110,000	4,140,000	-
	平成19年度 ストックオプション(2)	普通株式	-	30,000	-	30,000	-
合計			23,520,000	4,280,000	1,020,000	26,780,000	-

- (注) 1 平成16年度ストックオプション(1)及び平成16年度ストックオプション(2)は、権利行使期間の初日が到来しております。
- 2 平成16年度ストックオプション(3)、平成17年度ストックオプション、平成18年度ストックオプション、平成19年度ストックオプション(1)及び平成19年度ストックオプション(2)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。
- 3 平成16年度ストックオプション(3)、平成17年度ストックオプション、平成18年度ストックオプション及び平成19年度ストックオプション(1)の減少は、新株予約権の失効によるものであります。
- 4 平成19年度ストックオプション(1)及び平成19年度ストックオプション(2)の増加は、新株予約権の発行によるものであります。

## 4 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年5月23日 取締役会	普通株式	6,969	38	平成19年3月31日	平成19年6月21日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年5月23日 取締役会	普通株式	利益剰余金	2,760	15	平成20年3月31日	平成20年6月10日

## 第50期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

## 1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	184,047,500	965,000		185,012,500

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加965,000株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

## 2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

## 3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高 (百万円)
			前事業 年度末	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
提出 会社	平成16年度 ストックオプション(1)	普通株式	6,000,000	-	-	6,000,000	-
	平成16年度 ストックオプション(2)	普通株式	6,000,000	-	-	6,000,000	-
	平成16年度 ストックオプション(3)	普通株式	6,000,000	-	670,000	5,330,000	-
	平成17年度 ストックオプション	普通株式	3,140,000	-	300,000	2,840,000	-
	平成18年度 ストックオプション	普通株式	1,470,000	-	150,000	1,320,000	-
	平成19年度 ストックオプション(1)	普通株式	4,140,000	-	530,000	3,610,000	-
	平成19年度 ストックオプション(2)	普通株式	30,000	-	-	30,000	-
合計			26,780,000	-	1,650,000	25,130,000	-

- (注) 1 平成16年度ストックオプション(1)及び平成16年度ストックオプション(2)は、権利行使期間の初日が到来しております。
- 2 平成16年度ストックオプション(3)、平成17年度ストックオプション、平成18年度ストックオプション、平成19年度ストックオプション(1)及び平成19年度ストックオプション(2)は、権利行使期間の初日が到来していません。
- 3 平成16年度ストックオプション(3)、平成17年度ストックオプション、平成18年度ストックオプション及び平成19年度ストックオプション(1)の減少は、新株予約権の失効によるものであります。

## 4 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年5月23日 取締役会	普通株式	2,760	15	平成20年3月31日	平成20年6月10日

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度後となるもの現時点で未定であります。

## （リース取引関係）

第49期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第50期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 当事業年度中にリース契約が終了し、金額が僅少であるため、注記を省略しております。	1 ファイナンス・リース取引
2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料	2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料
1年内 906百万円	1年内 906百万円
1年超 1,849百万円	1年超 942百万円
合計 2,755百万円	合計 1,849百万円

## （有価証券関係）

第49期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

## 1 その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	種 類	取 得 原 価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	7	27	19
	そ の 他	2,667	3,071	403
	小 計	2,675	3,098	423
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	そ の 他	1,545	1,289	255
	小 計	1,545	1,289	255
合 計		4,220	4,388	167

(注) 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。

## 2 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

売 却 額	売 却 益 の 合 計 額	売 却 損 の 合 計 額
8,079	560	390

## 3 時価評価されていない有価証券

## その他有価証券

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
非上場株式	124
その他 投資証券	100
合 計	224

(注) 当事業年度において、その他有価証券で時価評価されていない株式7百万円につき、株式の実質価額の低下を考慮し、減損処理を行っております。

## 4 その他有価証券のうち満期があるものの決算日後における償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
その他有価証券 その他 投資信託	337	1,078	792	1,112
合計	337	1,078	792	1,112

## 5 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
子会社株式	905	787	117
合計	905	787	117

第50期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

## 1 その他有価証券で時価のあるもの

(単位:百万円)

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	7	12	5
	その他	273	299	25
	小計	280	312	31
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	836	759	76
	小計	836	759	76
合計		1,117	1,072	45

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当事業年度については、269百万円の減損処理を行っております。減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

## 2 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
3,196	199	278

## 3 時価評価されていない有価証券

## その他有価証券

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額
非上場株式	121
その他 投資証券	50
合計	171

(注) 当事業年度において、その他有価証券で時価評価されていない投資証券につき、投資証券の実質価額の低下を考慮し、50百万円の減損処理を行っております。

## 4 その他有価証券のうち満期があるものの決算日後における償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
その他有価証券 その他 投資信託	-	-	504	442
合計	-	-	504	442

## 5 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
子会社株式	500	499	1
合計	500	499	1

(注) 当事業年度において、時価のある子会社株式につき、時価が著しく下落し回復する見込があると認められないため、404百万円の減損処理を行っております。

## (持分法損益等)

第49期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)	第50期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円)	関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円)
(1) 関連会社に対する投資の金額 2,892	(1) 関連会社に対する投資の金額 2,892
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額 4,201	(2) 持分法を適用した場合の投資の金額 4,495
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 1,519	(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 1,019

## (退職給付関係)

第49期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)	第50期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
1 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定拠出型企業年金制度、キャッシュバランスプラン型退職金制度、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。	1 採用している退職給付制度の概要 同左
2 退職給付債務に関する事項 (単位：百万円)	2 退職給付債務に関する事項 (単位：百万円)
イ 退職給付債務 1,502	イ 退職給付債務 1,429
ロ 年金資産 688	ロ 年金資産 676
ハ 未積立退職給付債務 813	ハ 未積立退職給付債務 753
ニ 未認識数理計算上の差異 188	ニ 未認識数理計算上の差異 141
ホ 退職給付引当金残高 624	ホ 退職給付引当金残高 612
3 退職給付費用に関する事項 (単位：百万円)	3 退職給付費用に関する事項 (単位：百万円)
イ 勤務費用 96	イ 勤務費用 107
ロ 利息費用 29	ロ 利息費用 30
ハ 期待運用収益 5	ハ 期待運用収益 5
ニ 数理計算上の差異の費用処理額 32	ニ 数理計算上の差異の費用処理額 34
ホ 確定拠出型企業年金への掛金 174	ホ 確定拠出型企業年金への掛金 169
ヘ 退職給付費用合計 327	ヘ 退職給付費用合計 336

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項	4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項
イ 退職給付見込額の期間配分方法 勤続期間比例	イ 退職給付見込額の期間配分方法 勤続期間比例
ロ 割引率 2.0%	ロ 割引率 2.0%
ハ 期待運用収益率 0.7%	ハ 期待運用収益率 0.7%
ニ 数理計算上の差異の処理年数 10年	ニ 数理計算上の差異の処理年数 10年
	5 割増退職金に関する事項
	(単位：百万円)
	イ 流動負債 16
	ロ 割増退職金 433

## (ストックオプション等関係)

第49期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

## 1 スtockオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

## (1) スtockオプション(新株予約権)の内容

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 1名	当社の取締役 1名
株式の種類別のストックオプションの付与数(注)1	普通株式 6,070,000株	普通株式 6,070,000株
付与日	平成16年8月31日	平成16年8月31日
権利確定条件	平成17年3月24日に1,990,000株の権利が確定し、その後同年4月24日から平成19年3月24日まで各24日にそれぞれ170,000株の権利が確定	平成17年7月8日に1,990,000株の権利が確定し、その後同年8月8日から平成19年7月8日まで各8日にそれぞれ170,000株の権利が確定
対象勤務期間	平成16年8月31日から平成19年3月23日まで	平成16年8月31日から平成19年7月7日まで
権利行使期間	平成16年8月31日から平成26年3月24日まで	平成16年8月31日から平成26年7月8日まで

	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員 97名	当社の従業員及び関係会社の取締役・従業員 147名
株式の種類別のストックオプションの付与数(注)1	普通株式 7,640,000株	普通株式 3,710,000株
付与日	平成17年1月11日、平成17年1月28日 平成17年5月24日、平成17年6月22日	平成18年2月14日
権利確定条件	上場がなされた日又は平成18年6月24日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。	上場がなされた日又は平成19年6月23日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。
対象勤務期間	それぞれの付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	平成18年6月24日から平成26年6月23日まで	平成19年6月23日から平成27年6月22日まで

	平成18年度ストックオプション	
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の従業員 115名	当社及び関係会社の従業員 11名
株式の種類別のストックオプションの付与数 (注) 1	普通株式 1,270,000株	普通株式 340,000株
付与日	平成18年4月28日	平成18年7月18日
権利確定条件	上場がなされた日又は平成21年4月28日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から3年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の4分の1ずつ権利確定する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から3年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成21年4月28日から平成28年4月27日まで	同左

	平成19年度ストックオプション(1)	平成19年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員 124名	当社の従業員 1名
株式の種類別のストックオプションの付与数 (注) 1	普通株式 4,250,000株	普通株式 30,000株
付与日	平成19年7月27日	平成20年3月31日
権利確定条件	上場がなされた日又は平成21年7月19日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。	上場がなされた日又は平成22年3月19日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成21年7月19日から平成29年7月18日まで	平成22年3月19日から平成30年3月18日まで

(注) 1 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月6日付けで、普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。また、ストックオプションの数は株式分割後の株式数に換算して記載しております。

## (2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

## ストックオプション(新株予約権)の数

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与日	平成16年 8月31日	平成16年 8月31日
権利確定前(株)		
期首		680,000
付与		0
失効		0
権利確定		680,000
権利未確定残		0
権利確定後(株)		
期首	6,000,000	5,320,000
権利確定	0	680,000
権利行使	0	0
失効	0	0
権利未行使残	6,000,000	6,000,000

	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与日	平成17年 1月11日、平成17年 1月28日 平成17年 5月24日、平成17年 6月22日	平成18年 2月14日
権利確定前(株)		
期首	6,520,000	3,450,000
付与	0	0
失効	520,000	310,000
権利確定	0	0
権利未確定残	6,000,000	3,140,000
権利確定後(株)		
期首		
権利確定		
権利行使		
失効		
権利未行使残		

	平成18年度ストックオプション	
付与日	平成18年4月28日	平成18年7月18日
権利確定前(株)		
期首	1,220,000	330,000
付与	0	0
失効	80,000	0
権利確定	0	0
権利未確定残	1,140,000	330,000
権利確定後(株)		
期首		
権利確定		
権利行使		
失効		
権利未行使残		

	平成19年度ストックオプション(1)	平成19年度ストックオプション(2)
付与日	平成19年7月27日	平成20年3月31日
権利確定前(株)		
期首	0	0
付与	4,250,000	30,000
失効	110,000	0
権利確定	0	0
権利未確定残	4,140,000	30,000
権利確定後(株)		
期首		
権利確定		
権利行使		
失効		
権利未行使残		

(注) 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月6日付けで、普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。また、ストックオプションの数は株式分割後の株式数に換算して記載しております。

## 単価情報

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与日	平成16年 8 月31日	平成16年 8 月31日
権利行使価格(円) (注) 1	15,823(分割後159)	同左
付与日における公正な評価単価(円) (注) 2、3		

	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与日	平成17年 1 月11日、平成17年 1 月28日 平成17年 5 月24日、平成17年 6 月22日	平成18年 2 月14日
権利行使価格(円) (注) 1	15,823(分割後159)	17,666(分割後177)
付与日における公正な評価単価(円) (注) 2、3		

	平成18年度ストックオプション	
付与日	平成18年 4 月28日	平成18年 7 月18日
権利行使価格(円) (注) 1	19,981(分割後200)	同左
付与日における公正な評価単価(円) (注) 2、3		0

	平成19年度ストックオプション(1)	平成19年度ストックオプション(2)
付与日	平成19年 7 月27日	平成20年 3 月31日
権利行使価格(円) (注) 1	450	同左
付与日における公正な評価単価(円) (注) 2、3	0	0

- (注) 1 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月6日付けで、普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。
- 2 平成16年度ストックオプション(1)(2)(3)、平成17年度ストックオプション及び平成18年度ストックオプションのうち平成18年4月28日付与ストックオプションについては、会社法の施行日前に付与されたストックオプションであるため、記載しておりません。
- 3 平成18年度ストックオプションのうち平成18年7月18日付与ストックオプション、平成19年度ストックオプション(1)及び平成19年度ストックオプション(2)については、公正な評価単価に代え、本源的価値(DCF法による評価額と行使価格との差額)の見積りによっております。

第50期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

## 1 ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

## (1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 1名	当社の取締役 1名
株式の種類別のストックオプションの付与数(注)1	普通株式 6,070,000株	普通株式 6,070,000株
付与日	平成16年8月31日	平成16年8月31日
権利確定条件	平成17年3月24日に1,990,000株の権利が確定し、その後同年4月24日から平成19年3月24日まで各24日にそれぞれ170,000株の権利が確定	平成17年7月8日に1,990,000株の権利が確定し、その後同年8月8日から平成19年7月8日まで各8日にそれぞれ170,000株の権利が確定
対象勤務期間	平成16年8月31日から平成19年3月23日まで	平成16年8月31日から平成19年7月7日まで
権利行使期間	平成16年8月31日から平成26年3月24日まで	平成16年8月31日から平成26年7月8日まで

	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員 97名	当社の従業員及び関係会社の取締役・従業員 147名
株式の種類別のストックオプションの付与数(注)1	普通株式 7,640,000株	普通株式 3,710,000株
付与日	平成17年1月11日、平成17年1月28日 平成17年5月24日、平成17年6月22日	平成18年2月14日
権利確定条件	上場がなされた日又は平成18年6月24日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。	上場がなされた日又は平成19年6月23日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。
対象勤務期間	それぞれの付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	平成18年6月24日から平成26年6月23日まで	平成19年6月23日から平成27年6月22日まで

	平成18年度ストックオプション	
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の従業員 115名	当社及び関係会社の従業員 11名
株式の種類別のストックオプションの付与数 (注) 1	普通株式 1,270,000株	普通株式 340,000株
付与日	平成18年4月28日	平成18年7月18日
権利確定条件	上場がなされた日又は平成21年4月28日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から3年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の4分の1ずつ権利確定する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から3年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成21年4月28日から平成28年4月27日まで	同左

	平成19年度ストックオプション(1)	平成19年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員 124名	当社の従業員 1名
株式の種類別のストックオプションの付与数 (注) 1	普通株式 4,250,000株	普通株式 30,000株
付与日	平成19年7月27日	平成20年3月31日
権利確定条件	上場がなされた日又は平成21年7月19日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。	上場がなされた日又は平成22年3月19日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成21年7月19日から平成29年7月18日まで	平成22年3月19日から平成30年3月18日まで

(注) 1 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月6日付けで、普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。また、ストックオプションの数は株式分割後の株式数に換算して記載しております。

## (2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

## ストックオプション（新株予約権）の数

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与日	平成16年 8 月31日	平成16年 8 月31日
権利確定前(株)		
期首		
付与		
失効		
権利確定		
権利未確定残		
権利確定後(株)		
期首	6,000,000	6,000,000
権利確定	0	0
権利行使	0	0
失効	0	0
権利未行使残	6,000,000	6,000,000

	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与日	平成17年 1 月11日、平成17年 1 月28日 平成17年 5 月24日、平成17年 6 月22日	平成18年 2 月14日
権利確定前(株)		
期首	6,000,000	3,140,000
付与	0	0
失効	670,000	300,000
権利確定	0	0
権利未確定残	5,330,000	2,840,000
権利確定後(株)		
期首		
権利確定		
権利行使		
失効		
権利未行使残		

	平成18年度ストックオプション	
付与日	平成18年4月28日	平成18年7月18日
権利確定前(株)		
期首	1,140,000	330,000
付与	0	0
失効	120,000	30,000
権利確定	0	0
権利未確定残	1,020,000	300,000
権利確定後(株)		
期首		
権利確定		
権利行使		
失効		
権利未行使残		

	平成19年度ストックオプション(1)	平成19年度ストックオプション(2)
付与日	平成19年7月27日	平成20年3月31日
権利確定前(株)		
期首	4,140,000	30,000
付与	0	0
失効	530,000	0
権利確定	0	0
権利未確定残	3,610,000	30,000
権利確定後(株)		
期首		
権利確定		
権利行使		
失効		
権利未行使残		

(注) 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月6日付けで、普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。また、ストックオプションの数は株式分割後の株式数に換算して記載しております。

## 単価情報

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与日	平成16年 8 月31日	平成16年 8 月31日
権利行使価格(円) (注) 1	15,823(分割後159)	同左
付与日における公正な評価単価(円) (注) 2、3		

	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与日	平成17年 1 月11日、平成17年 1 月28日 平成17年 5 月24日、平成17年 6 月22日	平成18年 2 月14日
権利行使価格(円) (注) 1	15,823(分割後159)	17,666(分割後177)
付与日における公正な評価単価(円) (注) 2、3		

	平成18年度ストックオプション	
付与日	平成18年 4 月28日	平成18年 7 月18日
権利行使価格(円) (注) 1	19,981(分割後200)	同左
付与日における公正な評価単価(円) (注) 2、3		0

	平成19年度ストックオプション(1)	平成19年度ストックオプション(2)
付与日	平成19年 7 月27日	平成20年 3 月31日
権利行使価格(円) (注) 1	450	同左
付与日における公正な評価単価(円) (注) 2、3	0	0

(注) 1 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月6日付けで、普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。

2 平成16年度ストックオプション(1)(2)(3)、平成17年度ストックオプション及び平成18年度ストックオプションのうち平成18年4月28日付与ストックオプションについては、会社法の施行日前に付与されたストックオプションであるため、記載しておりません。

3 平成18年度ストックオプションのうち平成18年7月18日付与ストックオプション、平成19年度ストックオプション(1)及び平成19年度ストックオプション(2)については、公正な評価単価に代え、本源的価値（DCF法による評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

4 ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額  
当事業年度末における本源的価値の合計額 169百万円

## (税効果会計関係)

第49期 (平成20年3月31日)	第50期 (平成21年3月31日)
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <p>繰延税金資産(流動)</p> <p>賞与引当金繰入超過額 1,161</p> <p>未払事業税 551</p> <p>その他 188</p> <hr/> <p style="text-align: right;">1,901</p> <p>繰延税金資産(固定)</p> <p>退職給付引当金超過額 254</p> <p>子会社投資損失引当金 234</p> <p>その他 240</p> <hr/> <p style="text-align: right;">729</p> <p>繰延税金資産合計 2,630</p> <p>繰延税金負債(固定)</p> <p>その他有価証券評価差額金 68</p> <hr/> <p>繰延税金負債合計 68</p> <p>繰延税金資産の純額 2,562</p>	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <p>繰延税金資産(流動)</p> <p>賞与引当金繰入超過額 895</p> <p>その他 182</p> <hr/> <p style="text-align: right;">1,078</p> <p>繰延税金資産(固定)</p> <p>投資有価証券等評価損 171</p> <p>関係会社株式評価損 185</p> <p>退職給付引当金超過額 249</p> <p>子会社投資損失引当金 234</p> <p>固定資産減価償却超過額 215</p> <p>その他 162</p> <hr/> <p style="text-align: right;">1,218</p> <p>繰延税金資産合計 2,297</p> <p>繰延税金負債(流動)</p> <p>事業税中間納付還付予定額 216</p> <hr/> <p>繰延税金負債合計 216</p> <p>繰延税金資産の純額 2,080</p>
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため注記を省略しております。</p>	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率 40.6%</p> <p>(調整)</p> <p>交際費等永久に損金に算入されない項目 3.6%</p> <p>外国税額控除の影響額等 11.0%</p> <hr/> <p>税効果会計適用後の法人税等の負担率 33.2%</p>

## ( 関連当事者情報 )

第49期(自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)

## ( 追加情報 )

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(平成18年10月17日 企業会計基準委員会 企業会計基準第11号)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(平成18年10月17日 企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第13号)を早期に適用しております。

この結果、従来の開示対象範囲に加えて、親会社又は重要な関連会社に関する注記が開示対象に追加されております。

## 1 関連当事者との取引

## (1) 関連当事者の取引

## (ア) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社を持つ会社	日興コーディアル証券株式会社	東京都千代田区	100,000	証券業	なし	投資信託受益証券の募集販売	信託約款に定める受益者に対する収益分配金及び償還金の支払委託に係る代行手数料の支払(注1)	19,162	未払手数料	2,977

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、未払手数料の期末残高には消費税等が含まれております。

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち委託者報酬分を、市場価格を勘案し両者協議の上配分を合理的に決定しております。

## 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

Citigroup Inc.(ニューヨーク証券取引所等に上場)

シティグループ・ジャパン・ホールディングス株式会社

株式会社日興コーディアルグループ

(注) 平成20年5月1日、シティグループ・ジャパン・ホールディングス株式会社と株式会社日興コーディアルグループは合併し、日興シティホールディングス株式会社に名称変更しております。

## (2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下の通りであります。なお、下記数値は平成19年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	8,817百万円
負債合計	2,727百万円
純資産合計	6,090百万円
営業収益	13,173百万円
税引前当期純利益	5,719百万円
当期純利益	4,873百万円

第50期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

## 1 関連当事者との取引

## (1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

## (ア) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社を持つ会社	日興コーディアル証券株式会社	東京都千代田区	100,000	証券業	なし	投資信託受益証券の募集販売	信託約款に定める受益者に対する収益分配金及び償還金の支払委託に係る代行手数料の支払(注1)	13,541	未払手数料	1,406

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、未払手数料の期末残高には消費税等が含まれております。

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち委託者報酬分を、市場価格を勘案し両者協議の上配分を合理的に決定しております。

## 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

Citigroup Inc.(ニューヨーク証券取引所等に上場)

日興シティホールディングス株式会社

## (2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情

報は以下の通りであります。なお、下記数値は平成20年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	6,747百万円
負債合計	1,977百万円
純資産合計	4,769百万円
営業収益	10,700百万円
税引前当期純利益	3,968百万円
当期純利益	3,255百万円

（1株当たり情報）

第49期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		第50期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	229円33銭	1株当たり純資産額	222円93銭
1株当たり当期純利益	43円54銭	1株当たり当期純利益	9円16銭
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。</p>		<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。</p>	

（注）算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項目	第49期 (平成20年3月31日)	第50期 (平成21年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額（百万円）	-	41,246
普通株式に係る純資産額（百万円）	-	41,246
差額の主な内訳（百万円）		
新株予約権	-	-
普通株式の発行済株式数（千株）	-	185,013
普通株式の自己株式数（千株）	-	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数（千株）	-	185,013

（注）当事業年度より、1株当たり純資産額の算定上の基礎を記載しております。

## 2 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

項目	第49期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第50期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
当期純利益(百万円)	8,012	1,693
普通株式に係る当期純利益(百万円)	8,012	1,693
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式の期中平均株式数(千株)	184,023	184,790
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	平成16年度ストックオプション(1) 6,000,000株、平成16年度ストックオプション(2) 6,000,000株、平成16年度ストックオプション(3) 6,000,000株、平成17年度ストックオプション3,140,000株、平成18年度ストックオプション1,470,000株、平成19年度ストックオプション(1) 4,140,000株、平成19年度ストックオプション(2) 30,000株。	平成16年度ストックオプション(1) 6,000,000株、平成16年度ストックオプション(2) 6,000,000株、平成16年度ストックオプション(3) 5,330,000株、平成17年度ストックオプション2,840,000株、平成18年度ストックオプション1,320,000株、平成19年度ストックオプション(1) 3,610,000株、平成19年度ストックオプション(2) 30,000株。

## (重要な後発事象)

第49期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

## 1 新株発行に対する払込

当社は、平成20年6月9日開催の定時株主総会及び同日開催の取締役会にて、965,000株の第三者割当による当社普通株式の発行を決議いたしました。決済金額は期日に払込まれております。

割当先	日興アセットマネジメント社員持株会
発行価額	1株につき金239円
資本組入額	1株につき金119円50銭
払込期日	平成20年6月23日

第50期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

## 1 投資有価証券の繰上償還

当社が投資有価証券として保有しているグローバルコレクション(隔月分配型)(121百万円 当事業年度末現在)が平成21年5月14日に繰上償還されることを、平成21年5月11日に金融庁に届出ております。

1. 当社の中間財務諸表は、改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
  
2. 金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第51期中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を受けております。

## 中間財務諸表等

## ( 1 ) 中間貸借対照表

( 単位：百万円 )

第51期中間会計期間末  
(平成21年9月30日現在)

## 資産の部

## 流動資産

現金及び預金	21,422	
未収委託者報酬	6,134	
未収収益	900	
立替金	1,211	
繰延税金資産	973	
その他	2	450
流動資産合計	31,093	

## 固定資産

有形固定資産	1	497
無形固定資産	81	
投資その他の資産		
投資有価証券	11,054	
関係会社株式	7,719	
長期差入保証金	1,044	
繰延税金資産	1,080	
その他	60	
子会社投資損失引当金	576	
投資その他の資産合計	20,382	
固定資産合計	20,961	
資産合計	52,054	

(単位：百万円)

第51期中間会計期間末  
(平成21年9月30日現在)

## 負債の部

## 流動負債

未払金	3,389
未払費用	4,148
未払法人税等	598
未払消費税等	123
賞与引当金	1,336
役員賞与引当金	110
その他	230
流動負債合計	9,937

## 固定負債

退職給付引当金	678
その他	102
固定負債合計	781

負債合計 10,718

## 純資産の部

## 株主資本

資本金	16,403
資本剰余金	
資本準備金	4,272
その他資本剰余金	4
資本剰余金合計	4,277

## 利益剰余金

その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	20,576
利益剰余金合計	20,576

株主資本合計 41,256

## 評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	79
評価・換算差額等合計	79

純資産合計 41,335

負債純資産合計 52,054

## ( 2 ) 中間損益計算書

( 単位 : 百万円 )

		第51期中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	
営業収益			
委託者報酬			24,168
その他営業収益			1,347
営業収益合計			25,515
営業費用及び一般管理費	1		24,429
営業利益			1,085
営業外収益	2		855
営業外費用	3		307
経常利益			1,633
特別利益	4		1
特別損失	5		41
税引前中間純利益			1,593
法人税、住民税及び事業税			573
法人税等調整額			46
中間純利益			1,065

## ( 3 ) 中間株主資本等変動計算書

( 単位：百万円 )

	第51期中間会計期間 ( 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日 )
<b>株主資本</b>	
<b>資本金</b>	
前期末残高	16,403
当中間期末残高	<u>16,403</u>
<b>資本剰余金</b>	
<b>資本準備金</b>	
前期末残高	4,272
当中間期末残高	<u>4,272</u>
<b>その他資本剰余金</b>	
前期末残高	4
当中間期末残高	<u>4</u>
<b>資本剰余金合計</b>	
前期末残高	4,277
当中間期末残高	<u>4,277</u>
<b>利益剰余金</b>	
<b>その他利益剰余金</b>	
<b>繰越利益剰余金</b>	
前期末残高	20,593
当中間期変動額	
剰余金の配当	1,082
中間純利益	<u>1,065</u>
当中間期変動額合計	<u>16</u>
当中間期末残高	<u>20,576</u>
<b>利益剰余金合計</b>	
前期末残高	20,593
当中間期変動額	
剰余金の配当	1,082
中間純利益	<u>1,065</u>
当中間期変動額合計	<u>16</u>
当中間期末残高	<u>20,576</u>
<b>株主資本合計</b>	
前期末残高	41,273
当中間期変動額	
剰余金の配当	1,082
中間純利益	<u>1,065</u>
当中間期変動額合計	<u>16</u>
当中間期末残高	<u>41,256</u>
<b>評価・換算差額等</b>	
<b>その他有価証券評価差額金</b>	
前期末残高	26
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	<u>106</u>
当中間期変動額合計	<u>106</u>
当中間期末残高	<u>79</u>

評価・換算差額等合計	
前期末残高	26
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	<u>106</u>
当中間期変動額合計	<u>106</u>
当中間期末残高	<u>79</u>
純資産合計	
前期末残高	41,246
当中間期変動額	
剰余金の配当	1,082
中間純利益	1,065
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	<u>106</u>
当中間期変動額合計	<u>89</u>
当中間期末残高	<u>41,335</u>

## 中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	第51期中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)
1 資産の評価基準及び評価方法	<p>有価証券 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法</p> <p>其他有価証券 時価のあるもの 中間決算末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、 売却原価は、総平均法により算定)</p> <p>時価のないもの 総平均法による原価法</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法によっております。但し、ソフトウェア (自社利用分)については、社内における利用可 能期間(5年)に基づく定額法によっておりま す。</p>
3 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支 給見込額に基づき、当中間会計期間負担額を計上 しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支給 見込額に基づき、当中間会計期間負担額を計上し ております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末 における退職給付債務及び年金資産の見込額に 基づき、当中間会計期間末において発生してい ると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時にお ける従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年 数(10年)で按分した額をそれぞれ発生の翌事 業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 子会社投資損失引当金 子会社株式の実質価額の低下による損失に備 えて、純資産価額等を勘案して必要と認められる 額を計上しております。</p>
4 その他中間財務諸表作成のため の基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理について 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式に よっており、控除対象外消費税等は、当中間会計期 間の費用として処理しております。</p>

## 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

第51期中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)
該当事項はありません。

## 注記事項

## ( 中間貸借対照表関係 )

第51期中間会計期間末 (平成21年 9月30日現在)
1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,292百万円
2. 信託資産 その他流動資産のうち30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、日興シテイ信託銀行株式会社に信託しております。
3. 保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Limited がロンドンウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務49百万円に対して保証を行っております。

## ( 中間損益計算書関係 )

第51期中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	163 百万円
無形固定資産	14 百万円
2 営業外収益のうち主要なもの	
受取利息	0 百万円
受取配当金	713 百万円
時効成立分配金・償還金	15 百万円
有価証券償還益	13 百万円
中間納付法人税等還付加算金	110 百万円
3 営業外費用のうち主要なもの	
支払利息	5 百万円
時効成立後支払分配金・償還金	46 百万円
弁護士報酬等	30 百万円
為替差損	60 百万円
支払源泉所得税	71 百万円
4 特別利益のうち主要なもの	
投資有価証券売却益	1 百万円
5 特別損失のうち主要なもの	
投資有価証券売却損	12 百万円
割増退職金	28 百万円

## （中間株主資本等変動計算書関係）

第51期中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

## 1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式	185,012,500			185,012,500

## 2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

## 3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会計 期間末残高 (百万円)
		前事業年度末	当中間会計期 間増加	当中間会計期 間減少	当中間会計期間 末	
平成16年度ストックオプション (1)	普通株式	6,000,000	-	-	6,000,000	-
平成16年度ストックオプション (2)	普通株式	6,000,000	-	-	6,000,000	-
平成16年度ストックオプション (3)	普通株式	5,330,000	-	90,000	5,240,000	-
平成17年度ストックオプション	普通株式	2,840,000	-	160,000	2,680,000	-
平成18年度ストックオプション	普通株式	1,320,000	-	-	1,320,000	-
平成19年度ストックオプション (1)	普通株式	3,610,000	-	40,000	3,570,000	-
平成19年度ストックオプション (2)	普通株式	30,000	-	-	30,000	-
合計		25,130,000	-	290,000	24,840,000	-

(注) 1. 平成16年度ストックオプション(1)及び平成16年度ストックオプション(2)は、権利行使期間の初日が到来しております。

2. 平成16年度ストックオプション(3)、平成17年度ストックオプション、平成18年度ストックオプション、平成19年度ストックオプション(1)及び平成19年度ストックオプション(2)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 平成16年度ストックオプション(3)、平成17年度ストックオプション及び平成19年度ストックオプション(1)の減少は、新株予約権の消滅によるものであります。

## 4 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月30日 取締役会	普通株式	1,082	5.85	平成21年3月31日	平成21年6月30日

## (2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

## (リース取引関係)

第51期中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	該当事項はありません。
2. オペレーティング・リース取引	
未経過リース料	
1年内	906 百万円
1年超	488 百万円
合計	1,395 百万円

## (有価証券関係)

第51期中間会計期間末（平成21年9月30日現在）

## 1 その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額(百万円)	差額 (百万円)
株式	7	18	11
その他	10,765	10,888	122
合計	10,772	10,906	134

(注) 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当中間会計期間末においては該当ございません。

## 2 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

区 分	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	500	669	168
合 計	500	669	168

## 3 時価評価されていない主な有価証券の内容

区 分	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	3,748
関連会社株式	2,892
その他有価証券	
非上場株式	97
その他	50

## ( 持分法損益等 )

第51期中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等	( 単位：百万円 )
( 1 ) 関連会社に対する投資の金額	2,892
( 2 ) 持分法を適用した場合の投資の金額	4,307
( 3 ) 持分法を適用した場合の投資利益の金額	683

## ( ストックオプション等関係 )

第51期中間会計期間(自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)

該当事項はありません。

## ( 1 株当たり情報 )

第51期中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	
1 株当たり純資産額	223円42銭
1 株当たり中間純利益	5円75銭
<p>なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、新株予約権の残高はありますが、非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので希薄化効果を算定できないため、記載しておりません。</p>	

## (注) 算定上の基礎

## 1 1株当たり純資産額

項目	第51期中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)
中間貸借対照表の純資産の部の合計額 (百万円)	41,335
普通株式に係る純資産額(百万円)	41,335
差額の主な内訳(百万円) 新株予約権	-
普通株式の発行済株式数(千株)	185,013
普通株式の自己株式数(千株)	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式の数(千株)	185,013

## 2 1株当たり中間純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定上の基礎

	第51期中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
中間純利益(百万円)	1,065
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-
普通株式に係る中間純利益(百万円)	1,065
普通株式の期中平均株式数(千株)	185,013
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整 後1株当たり中間純利益の算定に含まれな かった潜在株式の概要	平成16年度ストックオプション(1) 6,000,000株 平成16年度ストックオプション(2) 6,000,000株 平成16年度ストックオプション(3) 5,240,000株 平成17年度ストックオプション 2,680,000株 平成18年度ストックオプション 1,320,000株 平成19年度ストックオプション(1) 3,570,000株 平成19年度ストックオプション(2) 30,000株

## (重要な後発事象)

第51期中間会計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

住友信託銀行株式会社は、平成21年10月1日に当社取締役から取得した新株予約権を同日行使しました。行使価額は同日払込まれ、当社は12,000,000株の当社普通株式を発行いたしました。

割当先	住友信託銀行株式会社
発行価額	1株につき金159円
資本組入額	1株につき金80円

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

##### (1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1) 受託会社

名 称	資本金の額 (平成22年3月1日現在)	事業の内容
NCT信託銀行株式会社	20,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

## (2) 販売会社

名 称	資本金の額 (平成21年10月1日現在)	事業の内容
日興コーディアル証券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

## (3) 投資顧問会社

名 称	資本金の額 (平成21年12月末現在)	事業の内容
日興グローバルラップ株式会社	1,499百万円	資産運用に関する業務を営んでいます。

## 2【関係業務の概要】

## (1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行いません。

## (2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行いません。

## (3) 投資顧問会社

投資対象とする各投資信託証券の組入比率について投資助言を行いません。

## 3【資本関係】

## (1) 受託会社

該当事項はありません。

## (2) 販売会社

該当事項はありません。

## (3) 投資顧問会社

該当事項はありません。

### 第3【その他】

- (1) 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用します。
- (2) 目論見書の表紙または表紙裏に、委託会社の名称、ファンドの基本的性格などを記載し、委託会社およびファンドのロゴ・マークを表示し、図案などを採用することがあります。
- (3) 目論見書の表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。  
投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではないこと。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とならないこと。  
投資信託は、元金および利回りが保証されているものではないこと。  
投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入されたお客様が負うこと。
- (4) 目論見書の裏表紙に、委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内などを記載することがあります。
- (5) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」を要約し、「ファンドの概要」などとして、目論見書の冒頭に記載することがあります。
- (6) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (7) 目論見書に約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」「2 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。
- (8) 投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用する場合があります。
- (9) 目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

平成21年9月16日

日興アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## あらた監査法人

指定社員 公認会計士 佐々木 貴 司  
業務執行社員指定社員 公認会計士 和 田 涉  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興ストラテジック・アロケーション・ファンド（代替資産）の平成21年2月17日から平成21年8月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興ストラテジック・アロケーション・ファンド（代替資産）の平成21年8月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年3月25日

日興アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## あらた監査法人

指定社員 公認会計士 佐々木 貴 司  
業務執行社員指定社員 公認会計士 和 田 涉  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興ストラテジック・アロケーション・ファンド（代替資産）の平成21年8月18日から平成22年2月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興ストラテジック・アロケーション・ファンド（代替資産）の平成22年2月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月23日

日興アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## あらた監査法人

指定社員 公認会計士 柴 毅  
業務執行社員指定社員 公認会計士 鳥飼裕一  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第49期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成21年6月19日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

### あらた監査法人

指 定 社 員                    公認会計士 柴 毅  
業務執行社員

指 定 社 員                    公認会計士 辻村和之  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月16日

日興アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## あらた監査法人

指定社員 公認会計士 佐々木 貴 司  
業務執行社員指定社員 公認会計士 辻 村 和 之  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第51期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

（注）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。